経営事項審査申請の手引き

【北海道知事許可業者用】

令和８年（2026 年）７月

北海道 建設部建設政策局 建設管理課

この手引きは、北海道知事許可の建設業者を対象としております。

他都府県又は国土交通大臣許可の建設業者については、それぞれの都府県、国土交通省北海道開発局又は各地方整備局等へお問い合わせください。

また、経営状況分析に関することは、各登録経営状況分析機関へお問い合わせください。

目次

第１　経営事項審査制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－1－
　１　経営事項審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－1－
　２　審査基準日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－1－
　３　有効期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－2－
　４　審査項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－3－
第２　経営事項審査の申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－4－
　１　申請手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－4－
　２　審査手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－4－
　３　提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－5－
　４　確認書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－6－
　５　経営状況分析結果通知書　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－9－
第３　申請書の記入例及び記入方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－10－
　１　経営規模等評価申請書及び総合評定請求書【様式第二十五の十四】(項番 02～20)記載例・・・・・－10－
　２　経営規模等評価申請書及び総合評定請求書【様式第二十五の十四】(項番 02～20)記載要領・・・・－12－
　３　工事種類別完成工事高【別紙一】(項番 31～34)記載例・・・・・・・・・・・・・・・・－18－
　４　工事種類別完成工事高【別紙一】(項番 31～34)記載要領・・・・・・・・・・・・・・・－20－
　５　技術職員名簿【別紙二】(項番 81～82)記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－24－
　６　技術職員名簿【別紙二】(項番 81～82)記載要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－25－
　７　その他審査項目【別紙三】(項番 41～67)記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－40－
　８　その他審査項目【別紙三】(項番 41～67)記載要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・－41－
第４　Ｑ＆Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－47－
　１　申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－49－
　２　完成工事高について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－51－
　３　技術職員名簿について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－53－
　４　その他審査項目について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－55－
　５　その他留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－56－

第１　経営事項審査制度について

１　経営事項審査

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事のうち政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けなければなりません。

公共工事の発注機関は、競争入札に参加しようとする建設業者について、資格審査を行うこととされています。

この資格審査では、「客観的事項」と「発注者別評価」の審査結果を点数化して、格付けが行われており、このうち「客観的事項」にあたるのが経営事項審査です。

図１　建設業者と経営事項審査

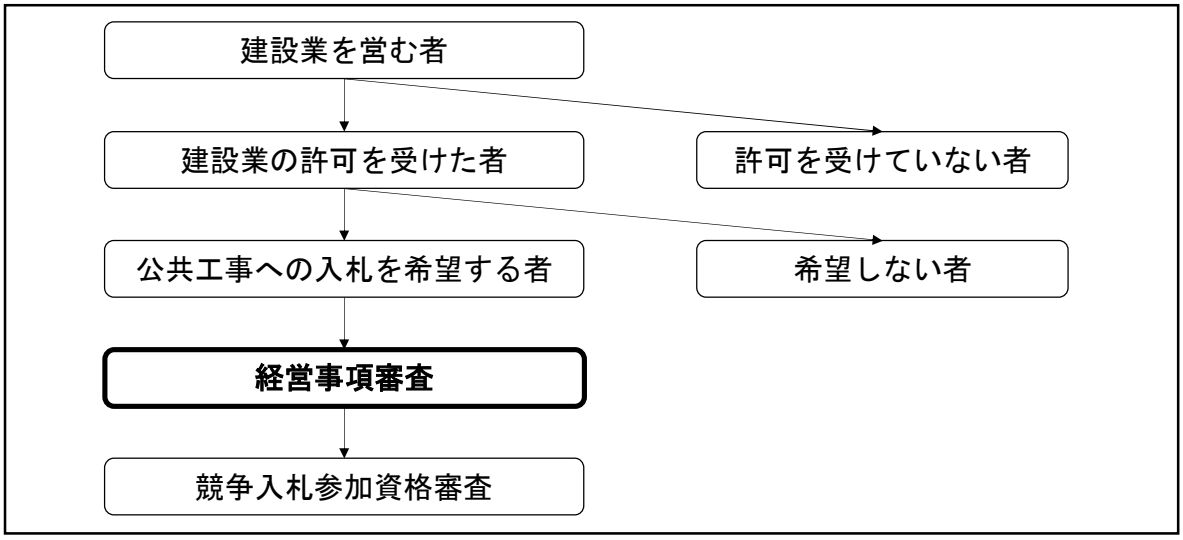

２　審査基準日

審査基準日は、申請日の直前の事業年度終了日（決算日）です。

なお、経営事項審査申請時に既に新しい審査基準日を迎えている場合、従前の審査基準日で審査を受けることはできません。

３　有効期間

審査基準日から１年７ヶ月間です。

※結果通知書の通知日から１年７ヶ月ではないことに注意してください。

図２　有効期間のイメージ図①

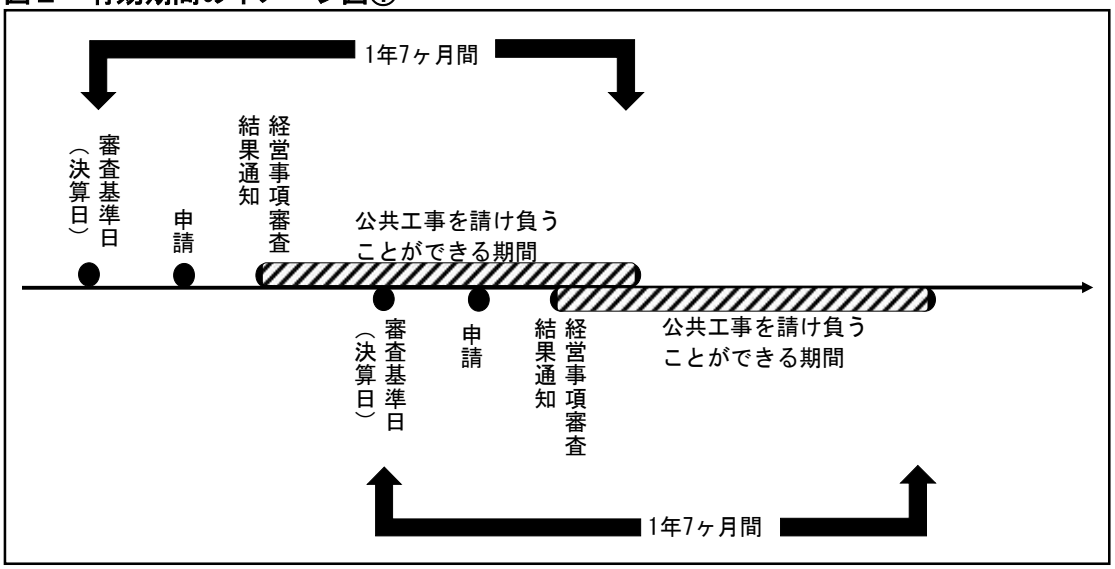

図３　有効期間のイメージ図②

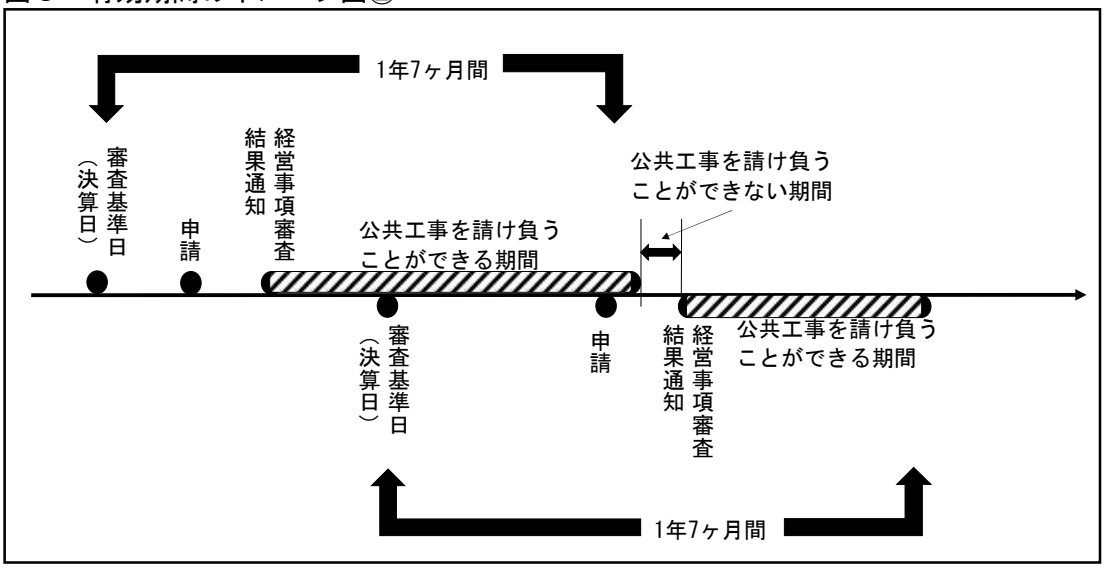

※経営事項審査申請が遅れると、公共工事を請け負うことができない期間が発生してしまいます。

4　審査項目

経営事項審査の総合評定値について、次の式より申請された業種毎に算出します。

総合評定値（Ｐ）＝0.25Ｘ$_1$＋0.15Ｘ$_2$＋0.20Ｙ＋0.25Ｚ＋0.15Ｗ

なお、審査項目は下表のとおりです。

表１　経営事項審査の審査項目一覧

項目区分				審査事項	最高点	最低点	ウェイト	審査機関
総合評定値（Ｐ）	経営状況分析		Ｙ	①純支払利息比率 ②負債回転期間 ③総資本売上総利益率 ④売上高経常利益率 ⑤自己資本対固定資産比率 ⑥自己資本比率 ⑦営業キャッシュフロー（絶対額） ⑧利益剰余金（絶対額）	1,595	0	0.20	登録経営状況分析機関
	経営規模等評価	経営規模	Ｘ$_1$	完成工事高（許可業種別）	2,309	397	0.25	北海道
			Ｘ$_2$	自己資本額 利払前税引前償却前利益	2,280	454	0.15	
		技術力	Ｚ	元請完成工事高（許可業種別） 技術職員数（許可業種別）	2,441	456	0.25	
		その他の審査項目（社会性等）	Ｗ	①建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	2,073	−788	0.15	

※本表に関して個別の相談にはお答えできかねますので、ご了承ください。

（例１）自社の場合、Ｗ点は何点になるか。

（例２）建築一式のＰ点を 800 点以上とするには、どの資格者を何人配置すればよいか。

※完成工事高の水増しや財務諸表の改ざんなど、不正行為の事実を確認した場合は、建設業法に基づき監督処分などを行う場合があります。

第２　経営事項審査の申請について

１　申請手続きの流れ

結果通知書が届くのは、申請してから約１カ月後です。

図３

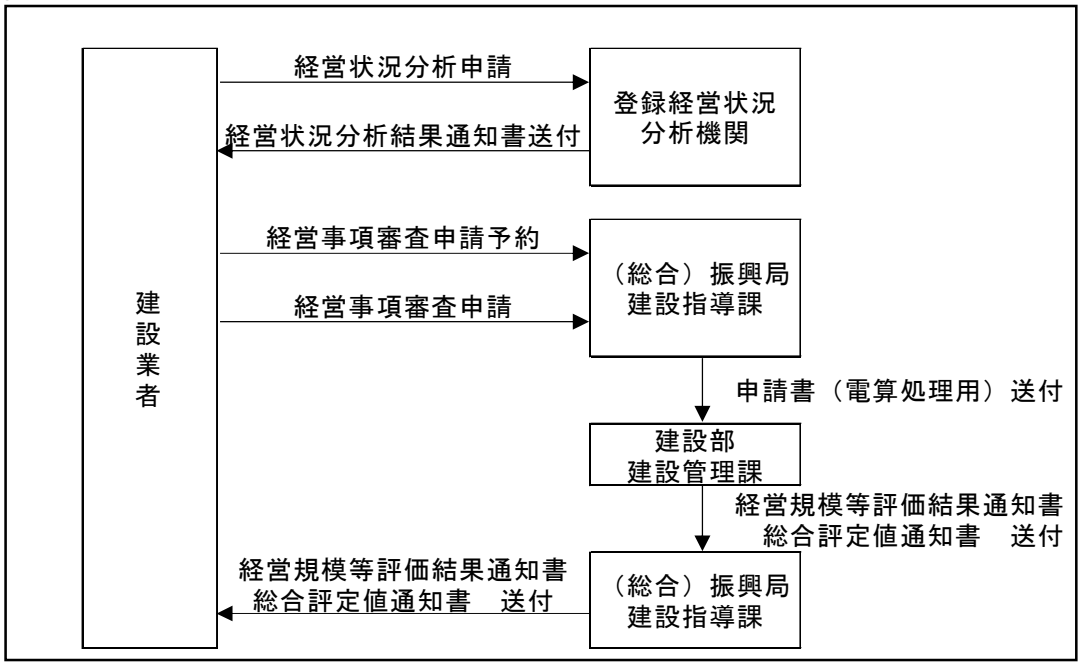

※経営事項審査を受ける前に、登録経営状況分析機関から「経営状況分析結果通知書」を取得する必要があります。経営状況分析の申請については、各登録経営状況分析機関（Ｐ９参照）へお問い合わせください。

２　審査手数料

申請手数料は以下のとおりです。

表２　申請手数料一覧表

申請業種数	経営規模等評価	総合評定値	合　計	申請業種数	経営規模等評価	総合評定値	合　計
1	10,400	600	11,000	16	44,900	3,600	48,500
2	12,700	800	13,500	17	47,200	3,800	51,000
3	15,000	1,000	16,000	18	49,500	4,000	53,500
4	17,300	1,200	18,500	19	51,800	4,200	56,000
5	19,600	1,400	21,000	20	54,100	4,400	58,500
6	21,900	1,600	23,500	21	56,400	4,600	61,000
7	24,200	1,800	26,000	22	58,700	4,800	63,500
8	26,500	2,000	28,500	23	61,000	5,000	66,000
9	28,800	2,200	31,000	24	63,300	5,200	68,500
10	31,100	2,400	33,500	25	65,600	5,400	71,000
11	33,400	2,600	36,000	26	67,900	5,600	73,500
12	35,700	2,800	38,500	27	70,200	5,800	76,000
13	38,000	3,000	41,000	28	72,500	6,000	78,500
14	40,300	3,200	43,500	29	74,800	6,200	81,000
15	42,600	3,400	46,000				

３　提出書類

提出書類は下表の一覧のとおりです。

表３　提出書類一覧

提出書類	提出部数	提出の有無
経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書 【様式第二十五号の十四】	3 部 (正本 1 部、副本 2 部)	必ず提出
工事種類別完成工事高 【別紙一】		
技術職員名簿 【別紙二】		
その他の審査項目（社会性等） 【別紙三】		
経営状況分析結果通知書	原本 1 部、コピー1 部	
北海道収入証紙ちょう付用紙	1 部	
工事種類別完成工事高付表(様式第 1 号)	2 部	該当する方のみ提出
経理処理の適正を確認した旨の書類(様式第 2 号)		
継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿 (様式第 3 号)		
CPD 単位を取得した技術職員名緒(様式第 4 号)		
技能者名簿(様式第 5 号)		
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書(様式第 6 号)		
「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書 (様式第 7 号)		

４　確認書類

申請時に必要な確認書類は下表の一覧のとおりです。

表４　確認書類一覧

様式	確認書類
経営規模等評価申請書及び 総合評定値請求書 【様式第二十五の十四】	□建設業許可通知書（申請日時点で許可を受けている業種すべて） □建設業許可申請書（申請日時点で許可を受けている業種すべて） □変更届出書（直前の決算日～申請日以前に提出されたものすべて） □決算報告書（直前の決算期分） □前年度の経営事項審査申請書一式 □経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書 □法人番号指定通知書又は国税庁法人番号検索サイトで申請する法人の法人番号が表示された画面を印刷したもの（初めて申請する場合に限る） □（法人）法人税別表16（個人）所得税青色申告書または収支内訳書（※1）
工事種類別完成工事高 【別紙一】	□決算報告書 □決算報告書中の工事経歴書に記載のある契約書又は注文書及び注文請書等（元請・下請問わず請負金額の上位３件を基本とする。）（※2、※3） ※電子契約等により契約書、注文書に押印がない場合、別途電子証明書等を求めることがあります。 □設計変更があった場合は変更契約書又は変更契約通知書 □消費税確定申告書 ※申告書に収受日付印がない場合、税務署交付の「税務署名・年月日入のリーフレット」や「消費税の納税証明書」等の確認書類も追加で必要となります。 ※確定申告の電子申告の場合は送信データ、受信通知により確認(※4) ※決算報告書中の売上高が消費税納税確定申告書の課税標準額を上回る場合、別途『消費税納税証明書』の提示を求めることがあります。 □共同企業体（JV）により受注した工事がある場合は、附属協定書
技術職員名簿 【別紙二】	□技術職員名簿に記載のある技術者の合格証等（資格者証、登録基幹技能者講習修了証、卒業証書、実務経験証明書） ※ただし、前年の受付で確認している場合は、提示不要ですが、「登録基幹技能者講習修了証」は有効期限を確認するため、提示が必要です。 □監理技術者講習修了証(写)、監理技術者資格者証(写)（※5、※6） □事業所の名称が記載された雇用保険被保険者資格確認通知書、雇用保険被保険者資格喪失届入力表、社会保険標準報酬決定通知書又は住民税特別徴収税額決定通知書のうち常勤性と雇用期間が確認できるものを１つ、あるいは複数 以下の書類は、雇用が限定されている高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者がいる場合に必要です。 □継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（様式第３号） □継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印がある就業規則（常時10人以上労働者を使用する企業の場合に限る）
その他の審査項目【別紙三】	「その他の審査項目【別紙三】」のとおり

※１　経営状況分析結果通知書に「参考値」のある申請者は省略可能です。

※２　初めて受審される方は、工事種類別完成工事高【別紙一】に記載のある確認書類を「計算基準の区分」欄で選択した区分に応じて２年又は３年分持参してください。

※３　業種間積み上げ（振替）を行った場合は、合算した工事の全ての中から上位 3 件を確認します。

（例）土木一式 10 件、とび土工コンクリート 10 件、解体 3 件を土木一式に積み上げて申請する場合は合計した 23 件の中から上位 3 件

※４　送信データ及び受信通知は国税電子申告・納税システム(e-Tax)におけるデータおよび通知を指します。民間会計ソフト等の受信メールは該当しません。

※５　監理技術者講習修了証（写）は修了した日が審査基準日より前の日付かつ、修了した日の属する年の翌年から５年以内に含まれている必要があります。

※６　監理技術者資格者証（写）は審査基準日時点で有効なものが必要となります。

※７　健康保険者証(写)及び健康保険証利用登録を行ったマイナンバーカードは確認書類として扱いませんので、ご了承ください。

表５　その他の審査項目【別紙三】に係る確認書類一覧

項番	審査項目	確認書類
41	建設業退職金共済制度	□建設業退職金共済事業加入・履行証明書（経営事項審査申請用）
42	退職一時金制度若しくは 企業年金制度	下記のいずれか一つ □中小企業退職金共済事業本部の掛金領収書又は加入証明書 □特定退職金共済団体が発行する特定退職金共済掛金の領収書または加入証明書 □退職手当の定め（算定方法含む）がある労働協約若しくは就業規則書 （審査基準日において有効なもので、10人以上雇用している場合は労働基準監督署の受付印のあるもの） □適格退職年金契約書の写し（当該契約が法人税附則第20条に規定する適格退職年金であることが確認できるもの（平成14年3月31日までに締結されたもの）及び領収書又は加入証明書 □厚生年金基金加入通知書、証明書または基金が発行する掛金領収書 □厚生労働大臣（厚生（支）局長）による企業型年金規約承認通知書又は建設業者と確定拠出年金運営管理機関との間の運営管理業務の委託契約書又は審査基準日前の直近の掛金振込に係る領収書確定給付企業年金のうち □基金型…企業年金基金の発行する加入証明書 □規約型…資金管理運用機関の発行する加入証明書
43	法定外労働災害補償制度	下記のうち、加入している制度に応じて書類を提示 （公財）建設業福祉共済団の団体保険 □建設労災補償共済制度加入証明書又は建設労災補償共済契約証 （一社）建設業労災互助会の団体保険 □加入証明書兼領収書 （一社）全国労働保険事務組合連合会 □加入証明書 中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者 □加入証明書 民間保険会社の労働災害総合保険 □保険証券（特記事項証明細書等含む）又は加入証明書 ※加入証明書は、保険会社の公印があれば支店（支社）、代理店の発行のものでも認める（加点対象となる保険の要件は手引きP50をご確認ください） なお、次の要件を満たす法定外労働災害補償制度に加入していなければ「１」となりません。 (1)業務災害と通勤災害のいずれも対象とすること。 (2)直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあっては下請負人全て）の直接の使用関係にある職員の全てを対象とすること。（パート・アルバイトも含む） (3)原則として死亡及び労働者災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係わる災害の全てを対象とすること。 (4)(1)～(3)の補償内容で共同企業体及び海外工事を除く全工事を補償するもの ※記名式のものや作業員数の上限があるものは認めません。
46	CPD単位取得数	□取得したCPD単位数を証明する書類（写）
47	・技能レベル向上者数 ・技能者数	□建設技能者が受けた評価を証明する書類（写） □審査基準日以前３年間のうちに稼働していたいずれかの建設工事に関する施工体制台帳の作業員名簿等以下の記載がある書類で審査基準日に近いものから確認 ・氏名、生年月日及び年齢 ・職種 ・社会保険の加入状況
48 49 50	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 ・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	□認定機関が発行する基準適合一般事業主認定通知書等（写）
51	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	□建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書
52	建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無	□建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度において元請事業者又は下請事業者の立場で宣言していることを証する書面 □「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書

54	民事再生法又は会社更生法の適用	□審査対象営業年度に再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた場合にあっては、その決定日を証明する書面（写） □審査対象営業年度に再生手続終結又は更生手続終結の決定を受けた場合にあっては、その決定日を証明する書面（写）
55	防災活動への貢献の状況	（申請者が防災協定を締結している場合） □国、特殊法人等又は地方公共団体との間の防災協定書（写） （申請者の所属団体が防災協定を締結している場合） (1)国、特殊法人等又は地方公共団体との間の防災協定書（写） (2)当該団体に所属していることを証する書類 (3)防災活動に一定の役割を果たすことを確認できる当該団体の活動計画書又は証明書 ※所属団体の発行する加入証明書で、上記(2)(3)を確認できる場合は、(1)防災協定書（写）と加入証明書のみで結構です。
58	監査の受審状況	「１.会計監査人の設置」に該当する場合 □有価証券報告書若しくは監査報告書（写）、登記事項証明書 「２.会計参与の設置」に該当する場合 □会計参与報告書（写）、登記事項証明書 「３.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出」に該当する場合 □経理処理の適正を確認した旨の書類（雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもののうち経理実務の責任者であるものが自らの署名を付したもの）
59 60	・公認会計士の数 ・二級登録経理士事務士の数	□経理事務士名簿（任意様式で作成。参考様式は資料編Ｐ13に掲載）(2部) □合格証等（新規対象者のみ） □前回受付時の経理事務士名簿（受付印のあるもの） □雇用が確認できる書類 （名簿に記載した職員それぞれについて、雇用保険被保険者資格喪失届入力表、社会保険標準報酬決定通知書又は住民税特別徴収税額決定通知書のいずれか１つ） ※経理事務士名簿は、項番号59、60に記載した人数の一覧表を作成してください。 また、審査後、次年度の審査のため、受付印を押印して返却します。
61	研究開発費	□有価証券報告書 □決算報告書の注記表 ※２年分必要です
62	建設機械の所有及びリース台数	(1)建設機械の保有状況一覧（任意様式で作成。参考様式は資料編Ｐ14に掲載）（２部） (2)売買契約書又はリース（割賦）契約書 ※リース契約書は「審査基準日から１年７ヶ月以上の使用期間が定められてるもの」又は「使用期間終了時の自動延長に係る文言が記載されているもの」 (3)要件を確認できるカタログ（写） (4)特定自主検査記録表（※）（ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、締固め用機械、解体用機械、高所作業車、不整地運搬車） (5)自動車検査証（写）（※）（ダンプ、ダンプフルトレーラ、ダンプセミトレーラ、アスファルト・フィニッシャ） (6)移動式クレーン検査証（写）（移動式クレーン） (7)前回受付時の建設機械の保有状況一覧（受付印のあるもの） 加点対象となる建設機械の要件は、手引きP46をご確認ください。 ※特定自主検査の検査年月日が審査基準日以前1年以内のもの。 （不整地運搬車は検査年月日が審査基準日以前2年以内のもの） ※『建設機械の保有状況一覧』は、項番号62で記載した台数の一覧を作成してください。 ※電子車検証の場合においては、ICタグの読み取り画面（自動車検査証記録事項）を印刷したもの また、審査後、次年度の審査のため、受付印を押印して返却します。
63 64 65	・エコアクション21の認証の有無 ・ISO9001の登録の有無 ・ISO14001の登録の有無	□審査登録機関の認証を証明する書類

★健康保険者証(写)及び健康保険証利用登録を行ったマイナンバーカードは確認書類として扱いませんので、ご了承ください。

※表４、５の確認書類について、(写）以外は原本の提示をお願いします。

※郵送による申請の場合は全て写しを提出してください。

また、上記の書類で確認できない場合等は、上記以外の書類を求めることがあります。

なお、申請書類に不備があるときは、申請を受理できないことがあります。

５　経営状況分析結果通知書

「経営状況分析結果通知書」の取得については、次の各登録経営状況分析機関にお問い合わせください。

表６　登録経営状況分析機関一覧（令和７年１月現在）

登録番号	機　関　の　名　称	事　務　所　の　所　在　地	電話番号
1	（一財）建設業情報管理センター	東京都中央区日本橋大伝馬町１４－１	03-6661-6663
2	（株）マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町２－２－３７	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム（株）	長野県長野市田町２１２０－１	026-232-1145
5	（株）九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町２２	095-811-1477
7	（株）北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条４－８－１	011-820-6111
8	（株）ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田２－５－２４	028-649-0111
9	（株）経営状況分析センター	東京都港区三田１－２－２２	03-6685-1008
10	経営状況分析センター西日本（株）	山口県宇部市北琴芝１－６－１０	0836-38-3781
11	（株）ＮＫＢ	福岡県北九州市小倉北区重住３－２－１２	093-982-3800
22	（株）建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町２－１７－６	042-505-7533

第３　申請書の記入例及び記入方法について

１　経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書【様式第二十五の十四】（項番 02～20）記載例

様式第二十五号の十四（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

（用紙Ａ４）
2 0 0 0 1

申請に関係のない部分は線を引く。

経営規模等評価申請書
~~経営規模等評価再審査申立書~~
総合評定値請求書

令和　○○　年　○○　月　○○　日

建設業法第27条の26第２項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
~~建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。~~
建設業法第27条の29第１項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
知事　　○○　○○　殿

札幌市中央区北○○条西○丁目○番地○号
申請者　（株）ホッカイドウ建設土木　代表取締役　北海道 一郎

行政庁側記入欄	項番		請求年月日	振興局コード　整理番号
申請年月日	01	令和　年　月　日	令和　年　月　日	－　－

申請時の許可番号	02	~~大臣~~ 知事コード 01	~~国土交通大臣~~ 知事 許可（般 ~~特~~ － 04）第 799999 号	許可年月日 令和 04 年 04 月 01 日
前回の申請時の許可番号	03	~~大臣~~ 知事コード 01	~~国土交通大臣~~ 知事 許可（般 ~~特~~ － 02）第 529999 号	許可年月日 令和 02 年 10 月 01 日
審査基準日	04	令和 05 年 03 月 31 日		
申請等の区分	05	1		
処理の区分	06	00		
法人又は個人の別	07	1（1. 法人 2. 個人）	資本金額又は出資総額 10,000（千円）	法人番号 0000000000000
商号又は名称のフリガナ	08	ホッカイドウケンセツドボク		
商号又は名称	09	（株）ホッカイドウ建設土木		
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	ホッカイドウ　イチロウ		
代表者又は個人の氏名	11	北海道　一郎		
主たる営業所の所在地市区町村コード	12	01101		
主たる営業所の所在地	13	北○○条西○－○－○		
郵便番号	14	000－0000	電話番号 000－000－0000	
許可を受けている建設業	15	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解		（1. 一般 2. 特定）
経営規模等評価等対象建設業	16	9 9 9 9		

頭に振興局コードを付ける

前回申請時と**許可番号が違う場合**のみ、項番03を入力する。（般02 → 般07 のような年度の変更のみの場合は記載しません）

濁音、半濁音は別のカラムに記入しない。（ト ” のように記入しない。）

姓と名の間は、1カラム空ける。

「丁目」、「番地」、「号」は － (ハイフン) で記入する。

項番12が市区町村をあらわすため、項番13は市区町村名以降から記入する。

項番15は「**申請日時点**で許可を受けている建設業」について、一般建設業は「1」、特定建設業は「2」を記入する。

項番16は「経営規模等評価申請を受ける業種」について、「9」を記入する。

「2.2期平均」を選択した場合のみ記入する。

項番				審査対象
自己資本額	17	-1,000 (千円)		2 (1. 基準決算 2. 2期平均)

基準決算	985 (千円)
直前の審査基準日	-2985 (千円)

利益額（2期平均）	18	1,999 (千円)

利益額（利払前税引前償却前利益）
= 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度		審査対象事業年度の前審査対象事業年度	
営業利益	1000 (千円)	営業利益	1000 (千円)
減価償却実施額	999 (千円)	減価償却実施額	1000 (千円)

通常は経営状況分析結果通知書の「参考値」と一致する。

別紙二に記載した技術者数と一致する。

技術職員数	19	3 (人)

登録経営状況分析機関番号	20	000000

経営状況分析を受けた機関の名称

○○○○○○分析機関

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第　　号	令和　　年　　月　　日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

「申請者又は、添付書類を作成した者」、「申請の内容に係る質問等に対応できる者」の氏名及び電話番号を記載する。

連絡先

所属等　　氏名　　電話番号

ファックス番号

２　経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書【様式第二十五の十四】（項番 02～20）記載要領

(1) 「申請者」の欄

経営規模等評価の申請や総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は建設業法施行規則（以下「規則」という。）第 19 条の４第１項各号に掲げる添付書類を作成した者(財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。)がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載します。

この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付します。

(2) 項番 02「申請時の許可番号」

国土交通大臣・知事コードのカラムには、「01」（北海道知事）を記入し、許可番号は頭に総合振興局及び振興局コード（表７のとおり）を付けて記入します。

また、許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

表７　総合振興局及び振興局コード表

コード	（総合）振興局名	コード	（総合）振興局名
7	石狩振興局	58	宗谷総合振興局
52	渡島総合振興局	59	オホーツク総合振興局
53	檜山振興局	60	胆振総合振興局
54	後志総合振興局	61	日高振興局
55	空知総合振興局	62	十勝総合振興局
56	上川総合振興局	63	釧路総合振興局
57	留萌振興局	64	根室振興局

※許可番号の先頭２ケタ（石狩振興局については１ケタ）が振興局コードになります。

（例）石狩の業者【許可番号 99999】→７＋99999→ 第 7 9 9 9 9 9 号

渡島の業者【許可番号 9999】 →52＋ 9999→ 第 5 2 9 9 9 9 号

(3) 項番 03「前回の申請時の許可番号」

前回の申請時と今回の申請時で許可番号が異なる場合のみ記入します。

単に更新した場合には記載しません。

記載しない例：般-23 529999 から般-28 529999 に変わった場合など。

(4) 項番 04「審査基準日」

審査の申請をしようとする日の直前の営業年度の終了の日を記入します。

(5) 項番 05「申請等の区分」

下表の分類にしたがって該当するコードを記入します（通常は「１」になります。）。

表８　申請等の分類

コード	申　請　等　の　種　類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

(6) 項番 06「処理の区分」

下表にしたがって記入します（通常は左側カラムに「00」のみ記入します。）。

右側カラムは、該当するコードがある場合のみ記入します。

表９　処理の区分（左側カラム）

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 （例）令和３年４月１日から令和４年３月31日までの営業年度について申請する場合
01	６か月ごとに決算を完結した場合 （例）令和３年10月１日から令和４年３月31日までの営業年度について申請する場合
02	商業登記法（昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の営業年度その他12か月に満たない期間で終了した営業年度について申請する場合 （例１）有限会社から株式会社への組織変更に伴い令和３年10月１日に当該組織変更の登記を行つた場合で令和４年３月31日に終了した営業年度について申請するとき （例２）申請に係る営業年度の直前の営業年度が令和３年３月31日に終了した場合で営業年度の変更により令和３年12月31日に終了した営業年度について申請するとき
03	営業を承継しない会社の設立後最初の営業年度について申請する場合 （例）令和３年10月１日に会社を新たに設立した場合で令和４年３月31日に終了した最初の営業年度について申請するとき
04	営業を承継しない会社の設立後最初の営業年度の終了の日より前の日に申請する場合 （例）令和３年10月１日に会社を新たに設立した場合で最初の営業年度の終了の日（令和４年３月31日）より前の日（令和３年11月１日）に申請するとき

表 10　処理の区分（右側カラム）

コード	処理の種類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は営業の譲渡により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

(7) 項番 07「法人又は個人の別」

法人の場合は「１」を、個人の場合は「２」を記入します。

「資本金額又は出資総額」「法人番号」については、申請者が法人の場合にのみ記入します。

(8) 項番 08「商号又は名称のフリガナ」

カタカナで記入します。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば ｷﾞ 又は、ﾊﾟ のように１文字として扱います。（ ｷ ﾞ や ﾊ ﾟ と記入しないでください。）

なお、（株）等法人の種類を表す文字のフリガナは記入しません。

(9) 項番 09「商号又は名称」

法人の種類を表す文字については、次の表の略号を用いて記入します。

なお、（ ㈱ ）ように、（　）についても１つのカラムを使って記入します。

表 11　記入する略号一覧

種類	略号	種類	略号
株式会社	（株）	合同会社	（合）
特例有限会社	（有）	協同組合	（同）
合名会社	（名）	協業組合	（業）
合資会社	（資）	企業組合	（企）

⑽ 項番 10「代表者又は個人の氏名のフリガナ」

申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を記入します。

カタカナで姓と名の間に１カラム空けて記入します。

なお、項番 08 と同様、濁音又は半濁音を表す文字も１文字として扱います。

（例） 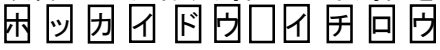

⑾ 項番 11「代表者又は個人の氏名」

姓と名の間に１カラム空けて記入します。

⑿ 項番 12「主たる営業所の所在地市区町村コード」

Ｐ17 の市町村コード表 13 を参照し、該当するコードを記入します。

⒀ 項番 13「主たる営業所の所在地」

項番 12 で記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」についてはー（ハイフン）を用いて記入します。

数字は１カラム１文字です。

（例） 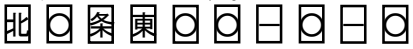

⒁ 項番 14「電話番号」

市外局番、局番及び番号をそれぞれー（ハイフン）で区切って左詰で記入します。

（例）

⒂ 項番 15「許可を受けている建設業」

申請時点で許可を受けている建設業を記入します。（審査基準日時点ではありません）

一般建設業の場合は「１」を、特定建設業の場合は「２」を略号（表 12）のカラムに記入します。

⒃ 項番 16「経営規模等評価等対象建設業」

経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合には、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）の略号（表 12）のカラムに「９」を記入します。

表 12　項番 15,16 に係る略号一覧表

土木工事業(土)	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業(絶)
建築工事業(建)	鉄筋工事業(筋)	電気通信工事業(通)
大工工事業(大)	舗装工事業(舗)	造園工事業(園)
左官工事業(左)	しゅんせつ工事業(しゅ)	さく井工事業(井)
とび･土工工事業(と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)
石工工事業(石)	ガラス工事業(ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業(屋)	塗装工事業(塗)	消防施設工事業(消)
電気工事業(電)	防水工事業(防)	清掃施設工事業(清)
管工事業(管)	内装仕上工事業(内)	解体工事業(解)
タイル･れんが･ ブロック工事業(タ)	機械器具設置工事業(機)	

⑰ 項番 17「自己資本額」

審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額の場合は「１」を基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額の場合は「２」を記入します。

「２」の場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入し、合計を２で割った金額を記入します。（千円未満の端数は切り捨て）

⑱ 項番 18「利益額（２期平均）」

審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入します。

表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入し、（※通常表内のカラムは経営状況分析結果通知書の参考値と同値になります。）合計を２で割った金額を記入します。（千円未満の端数は切り捨て）

会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第６号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。その場合、「利益額（２期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

なお、通常は経営状況分析結果通知書の「参考値」と合致しますが、決算期変更がある場合は、工事種類別完成工事高と同じ要領で算出する必要があります。

⑲ 項番 19「技術職員数」

別紙二（Ｐ24）で記入する技術者数を記入します。

⑳ 項番 20「登録経営状況分析機関番号」

経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入します。

また、空位のカラムには「０」を記入します。

登録経営状況分析機関の登録番号は、Ｐ９表６又は、分析結果通知書の右上をご確認ください。

（例） 0 0 0 0 9 9

㉑ 「連絡先」

申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入します。

表 13　市町村コード一覧表（北海道）

振興局	コード	市町村名	振興局	コード	市町村名	振興局	コード	市区町村名
空知	01209	夕張市	胆振	01230	登別市	留萌	01486	遠別町
	01210	岩見沢市		01233	伊達市		01487	天塩町
	01215	美唄市		01571	豊浦町	宗谷	01214	稚内市
	01216	芦別市		01575	壮瞥町		01511	猿払村
	01218	赤平市		01578	白老町		01512	浜頓別町
	01222	三笠市		01581	厚真町		01513	中頓別町
	01225	滝川市		01584	洞爺湖町		01514	枝幸町
	01226	砂川市		01585	安平町		01516	豊富町
	01227	歌志内市		01586	むかわ町		01517	礼文町
	01228	深川市	日高	01601	日高町		01518	利尻町
	01423	南幌町		01602	平取町		01519	利尻富士町
	01424	奈井江町		01604	新冠町		01520	幌延町
	01425	上砂川町		01607	浦河町	オホーツク	01208	北見市
	01427	由仁町		01608	様似町		01211	網走市
	01428	長沼町		01609	えりも町		01219	紋別市
	01429	栗山町		01610	新ひだか町		01543	美幌町
	01430	月形町	渡島	01202	函館市		01544	津別町
	01431	浦臼町		01236	北斗市		01545	斜里町
	01432	新十津川町		01331	松前町		01546	清里町
	01433	妹背牛町		01332	福島町		01547	小清水町
	01434	秩父別町		01333	知内町		01549	訓子府町
	01436	雨竜町		01334	木古内町		01550	置戸町
	01437	北竜町		01337	七飯町		01552	佐呂間町
	01438	沼田町		01343	鹿部町		01555	遠軽町
石狩	01101	札幌市中央区		01345	森町		01559	湧別町
	01102	札幌市北区		01346	八雲町		01560	滝上町
	01103	札幌市東区		01347	長万部町		01561	興部町
	01104	札幌市白石区	檜山	01361	江差町		01562	西興部村
	01105	札幌市豊平区		01362	上ノ国町		01563	雄武町
	01106	札幌市南区		01363	厚沢部町		01564	大空町
	01107	札幌市西区		01364	乙部町	十勝	01207	帯広市
	01108	札幌市厚別区		01367	奥尻町		01631	音更町
	01109	札幌市手稲区		01370	今金町		01632	士幌町
	01110	札幌市清田区		01371	せたな町		01633	上士幌町
	01217	江別市	上川	01204	旭川市		01634	鹿追町
	01224	千歳市		01220	士別市		01635	新得町
	01231	恵庭市		01221	名寄市		01636	清水町
	01234	北広島市		01229	富良野市		01637	芽室町
	01235	石狩市		01452	鷹栖町		01638	中札内村
	01303	当別町		01453	東神楽町		01639	更別村
	01304	新篠津村		01454	当麻町		01641	大樹町
後志	01203	小樽市		01455	比布町		01642	広尾町
	01391	島牧村		01456	愛別町		01643	幕別町
	01392	寿都町		01457	上川町		01644	池田町
	01393	黒松内町		01458	東川町		01645	豊頃町
	01394	蘭越町		01459	美瑛町		01646	本別町
	01395	ニセコ町		01460	上富良野町		01647	足寄町
	01396	真狩村		01461	中富良野町		01648	陸別町
	01397	留寿都村		01462	南富良野町		01649	浦幌町
	01398	喜茂別町		01463	占冠村	釧路	01206	釧路市
	01399	京極町		01464	和寒町		01661	釧路町
	01400	倶知安町		01465	剣淵町		01662	厚岸町
	01401	共和町		01468	下川町		01663	浜中町
	01402	岩内町		01469	美深町		01664	標茶町
	01403	泊村		01470	音威子府村		01665	弟子屈町
	01404	神恵内村		01471	中川町		01667	鶴居村
	01405	積丹町		01472	幌加内町		01668	白糠町
	01406	古平町	留萌	01212	留萌市	根室	01223	根室市
	01407	仁木町		01481	増毛町		01691	別海町
	01408	余市町		01482	小平町		01692	中標津町
	01409	赤井川村		01483	苫前町		01693	標津町
胆振	01205	室蘭市		01484	羽幌町		01694	羅臼町
	01213	苫小牧市		01485	初山別村			

３　工事種類別完成工事高【別紙一】（項番 31～34）記載例

別紙一

（用紙Ａ４）

2	0	0	0	2

工 事 種 類 別 完 成 工 事 高
工 事 種 類 別 元 請 完 成 工 事 高

項番	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度		審査対象事業年度		計算基準の区分
31	自 03年04月	至 04年03月	自 04年04月	至 05年03月	1（1.2年平均 2.3年平均）

	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	年　月～　年　月
	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	年　月～　年　月

業種コード	工事の種類	完成工事高（千円）	元請完成工事高（千円）	完成工事高（千円）	元請完成工事高（千円）
3201	土木一式工事	10000	10000	20000	20000
3211	プレストレストコンクリート構造物工事	500	500	1000	1000
3250	とび・土工・コンクリート工事	3000	1500	4000	2000
3251	法面処理工事	500	500	1000	1000
33	その他				
34	合計				

審査対象事業年度の前審査対象事業年度
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度

項番33「その他工事」及び項番34「合計」について、工事種類別完成工事高が2枚以上となるときは、最後のページにのみ記入する。（ない場合は「0」を記入）

契約後ＶＥに係る完成工事高の評価の特例　（ 1. 有　2. 無 ）

別紙一

（用紙Ａ４）

2 0 0 0 2

工 事 種 類 別 完 成 工 事 高
工 事 種 類 別 元 請 完 成 工 事 高

４　工事種類別完成工事高【別紙一】（項番 31～34）　記載要領

(1) 数字を記入するときは □ □ 1 2 のようにカラムに右詰めで記入します。
　なお､この表は審査対象建設業に係る表 14 のコード表中の工事の種類４つごとに作成し、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入し、金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示します。
　また、用紙ごとに契約後ＶＥに係る完成工事高の特例の有無について記入します。

(2) 項番 31「審査対象事業年度」
　次のア～オの例に倣って記入します。

ア　12 か月ごとに決算を完結した場合【項番 06：00】
（例）令和３年４月１日から令和４年３月31日までの事業年度について申請する場合
　　自令和03年04月 ～ 至令和04年03月

イ　６か月ごとに決算を完結した場合【項番06：01】
（例）令和３年10月１日から令和４年３月31日までの事業年度について申請する場合
　　自令和03年10月 ～ 至令和04年03月

ウ　商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した営業年度について申請する場合【項番06：02】
（例１）合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和３年10月１日に当該組織変更の登記を行った場合で令和４年３月31日に終了した事業年度について申請するとき
　　自令和03年04月 ～ 至令和04年03月
（例２）申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和３年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和３年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
　　自令和03年01月 ～ 至令和03年12月

エ　事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合【項番06：03】
（例）令和３年10月１日に会社を新たに設立した場合で令和４年３月31日に終了した最初の営業年度について申請するとき
　　自令和03年10月 ～ 至令和04年03月

オ　事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合【項番06：04】
（例）令和３年10月１日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和４年３月31日）より前の日（令和３年11月１日）に申請するとき
　　自令和03年10月 ～ 至令和00年00月

「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を上記ア～オより記入します。ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前２年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合には、直前２年の各審査対象事業年度の期間上記　ア～オの例により記入し、下欄に直前２年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入します。

「計算基準の区分」は、審査対象事業年度が２年平均の場合は「１」を、３年平均の場合は「２」を記入します。

(3) 項番32「業種コード」

項番16で選択した対象建設業の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入します。

表14　業種コードと対応する工事の種類

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・レンガ・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

※「土木一式工事」「とび・土工・コンクリート工事」「鋼構造物工事」を申請した場合は下表のとおり内訳となる下表のコードも記載します。

表15　項番32「業種コード」が複数にわたるもの

項番16「評価対象建設業」	業種コード	工事の種類
土木一式工事	010	土木一式工事
	011	プレストレストコンクリート構造物工事
とび・土工・コンクリート工事	050	とび・土工・コンクリート工事
	051	法面処理工事
鋼構造物工事	110	鋼構造物工事
	111	鋼橋上部工事

※業種コード「011」「051」「111」は、それぞれ「010」「050」「110」の内訳なので、項番号34「合計」欄に記載する完工高に含めません。

(5) 「完成工事高」の欄は、項番31で記入した審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入します。

また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入します。ただし、審査対象年度及び審査対象事業年度の直前２年の審査対象事業年度の完成工事高について申請する場合には、審査対象事業年度の直前２年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を２で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前２年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入します。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前２年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を２で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前２年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入します。

なお、事業年度を変更したため、登記事業年度開始日の直前２年（又は直前2年）の間に開始する事業年度に含まれる月数の合計が24ヶ月（又は36ヶ月）に満たない者は、次の式により算定した完成工事高を基準として年間平均完成工事高を算定するものとします。

直前２年の場合

$$（Aにおける完成工事高の合計額）＋（Bにおける完成工事高）\times\frac{24ヶ月－Aに含まれる月数}{Bに含まれる月数}$$

Ａ・・・・・・・当期事業開始日の直前２年の間に開始する各事業年度
Ｂ・・・・・・・Ａにおける最初の事業年度の直前の事業年度

直前３年の場合

$$（Aにおける完成工事高の合計額）＋（Bにおける完成工事高）\times\frac{36ヶ月－Aに含まれる月数}{Bに含まれる月数}$$

Ａ・・・・・・・当期事業年度開始日の直前３年の間に開始する各事業年度
Ｂ・・・・・・・Ａにおける最初の事業年度の直前の事業年度

(6) 項番 33「その他工事」

審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入します。

(7) 項番 34「合計」

項番 32 及び 33 に記入した完成工事高の合計を記入します。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入します。

この表は審査対象建設業に係る表 14 のコード表中の工事の種類４つごとに作成します。

この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入します。

また、用紙ごとに、契約後ＶＥ（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。）に係る工事の完成工事高について、契約後ＶＥによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入します。

なお、記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示します。

(8) 完成工事高及び元請完成工事高の業種間積み上げ（振替）について

以下のような場合に完成工事高の業種間積み上げ（振替）ができます。

なお、業種間積み上げ（振替）を行う場合は、工事種類別完成工事高付表（別記様式第１号）に振替前、振替後の完成工事高を記入し提出してください。

なお、業種間積み上げ（振替）を行った場合、振替元の業種を審査対象業種とすることはできませんので、注意が必要です。

ア　審査対象建設業が土木工事業又は建築工事業（以下「一式工事業」という。）である場合においては、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。）に係る建設工事の年間平均完成工事高を、その内容に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます。

表 16　具体的な一式工事業への振替が可能な専門工事業の例

振替先の一式工事		振替元の専門工事
土木一式工事業	←	とび・土工・コンクリート、石、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、水道施設、解体
建築一式工事業	←	大工、左官、とび・土工・コンクリート、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、建具、解体

イ　審査対象建設業が一式工事業以外の建設業である場合においては、許可を受けた建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。）に係る建設工事の完成工事高を、その建設工事の性質に応じて当該一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に含めることができます。

表 17　振替が可能な専門工事の例

電気	⇔	電気通信
管	⇔	熱絶縁
管	⇔	水道施設
とび・土工・コンクリート	⇔	石
とび・土工・コンクリート	⇔	造園

ウ　業種間積み上げ（振替）の際の注意点

(ｱ) 振り替える業種と振り替えられる業種の両方で建設業の許可が必要です。

(ｲ) ひとつの契約の一部だけを積み上げることはできません。

(ｳ) 振り替えた業種は、その事業年度において審査対象になりません。

5　技術職員名簿【別紙二】（項番 81～82）記載例

別紙二

（用紙Ａ４）
2 0 0 0 5

技　術　職　員　名　簿

右詰で記入し、空位のカラムには「0」を記入する。

審査対象年内に新規に技術職員となった者について、○印を記入する。

項番　3　5
頁　　数　8 1　0 0 1　頁

「有資格区分コード」はP26を参照し記入する。

通番	新規掲載者	氏　　名	生　年　月　日	審査基準日現在の満年齢			業種コード 3		有資格区分コード 5			講習受講	業種コード 10		有資格区分コード			講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1		北海道　一郎	昭和28年12月19日	64	8	2	0	5	2	1	4	2	1	3	2	1	4	2		5
2	○	北海道　二郎	昭和31年9月13日	61	8	2	0	5	1	1	3	1	1	3	1	1	3	1	○○○○○○○○○○○	30
3		北海道　三子	昭和60年2月28日	33	8	2	0	5	2	1	4	2								15
4		北海道　四郎	昭和61年10月23日	31	8	2	0	5	1	1	3	1	0	5	1	2	0	1		25
5		北海道　五郎	昭和58年6月2日	34	8	2	0	5	1	1	3	1	1	3	1	1	3	1	○○○○○○○○○○○	20
6					8	2														
7					8	2														
8					8	2														
9					8	2														
10					8	2														
11					8	2														
12					8	2														
13					8	2														
14					8	2														
15					8	2														
16					8	2														
17					8	2														
18					8	2														
19					8	2														
20					8	2														
21					8	2														
22					8	2														
23					8	2														
24					8	2														
25					8	2														
26					8	2														
27					8	2														
28					8	2														
29					8	2														
30					8	2														

申請する業種について監理技術者資格者証の交付を受けている場合は番号を記入する。

一人の技術者を同じ業種に2回申請することはできません。

講習受講に「1」を記入するためには、申請する業種について以下の条件をすべて満たす必要があります。1つでもあてはまらなければ「2」を記入する。
①建設業法第15条第2号イに該当する者であること。
（経営事項審査で1級技術者とみなされる者）
②建設業法第27条の18に定める監理技術者資格者証の交付を受けていること。
③建設業法第26条の6から8までの規定により、国土交通大臣の登録を受けた講習を当期事業年度開始日の直前5年以内に受講していること。

取得したCPD単位を表21の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数字を記入する。（小数点以下切り捨て）
※1人30単位を上限とする。

６　技術職員名簿【別紙二】（項番 81～82）　記載要領

この名簿は、項番 04「審査基準日」において在籍する技術職員※（規則第 18 条の３第２項第１号から第３号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成します。

なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類の数は２業種までです。

また、一人の技術者を同一業種に２回申請することはできません（前のページ通番４の記載しない例）。

※在籍する技術職員：審査基準日時点で６ヶ月を超える恒常的雇用関係を有している職員

(1) 項番 81「頁数」

頁番号を記入します。

なお、空位のカラムに「０」を記入します。

（例）３枚目の技術職員名簿→ 0 0 3 ／12 枚目の技術職員名簿→ 0 1 2

(2) 「新規掲載者」

審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、〇印を記入します。

なお、前回申請時に記載はなかったとしても、技術職員として加点対象の要件を満たしたのが審査対象年内ではない場合には、新規掲載者とはなりません。

(3) 「審査基準日現在の満年齢」

当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入します。

(4) 「業種コード」

経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から２つ以内で選び該当するコードを記入します。

表 18　技術職員名簿における業種コード一覧

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゆんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

(5) 「有資格区分コード」

技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて有資格コード一覧（表 20-1 又は表 20-2）の分類に従い、該当するコードを記入します。

(6) 「講習受講」

建設業法（以下「法」という。）第 15 条第２号イに該当する者が、項番 82 に記載した業種について、法第 27 条の 18 第１項の規定により審査基準日時点で有効な監理技術者資格者証の交付を受けているかつ法第 26 条の６から第 26 条の８までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「１」を、その他の場合は「２」を記入します。

(7) 「監理技術者資格者証交付番号」

申請しようとする業種について、法第 27 条の 18 第１項の規定により審査基準日時点で有効な監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記入します。

(8) 「ＣＰＤ単位取得数」

規則第７条の３第３号若しくは規則第 18 条の３第２項第１号に規定する者又は１級若 しくは２級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から１年以内に取得したＣＰＤ（建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。以下同じ。）の単位数を表 21 の左欄に掲げるＣＰＤ認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30 を乗じた数字（ただし、算入できるＣＰＤ単位数は一人当たり 30 単位を上限とする。）を記入します。（小数点以下切り捨て）

※１人の技術者につき、２以上のＣＰＤ認定団体によって単位が認定されている場合は、いずれか１つのＣＰＤ認定団体において認定された単位をもとにＣＰＤ単位を算出します。

※１　表 20 の令第 29 条該当とは、下記の①、②のいずれかの要件に該当する場合を指します。

①申請する業種について主任技術者となる資格を有し、かつ、表 19 のとおり、申請する業種に対応する１級の技師補の資格を有する。

②申請する業種について特定建設業の特定営業所技術者となる資格を有する。

表 19　各建設業に対応する 1 級技師補の資格

申請する業種	必要な技師補の資格
土木一式工事	１級建設機械施工管理技士補又は１級土木施工管理技士補
建築一式工事	１級建築施工管理技士補
大工工事	１級建築施工管理技士補
左官工事	１級建築施工管理技士補
とび・土工・コンクリート工事	１級建設機械施工管理技士補、１級土木施工管理技士補又は１級建築施工管理技士補
石工事	１級土木施工管理技士補又は１級建築施工管理技士補
屋根工事	１級建築施工管理技士補
電気工事	１級電気工事施工管理技士補
管工事	１級管工事施工管理技士補
タイル・れんが・ブロック工事	１級建築施工管理技士補
鋼構造物工事	１級土木施工管理技士補又は１級建築施工管理技士補
鉄筋工事	１級建築施工管理技士補
舗装工事	１級建設機械施工管理技士補又は１級土木施工管理技士補
しゅんせつ工事	１級土木施工管理技士補
板金工事	１級建築施工管理技士補
ガラス工事	１級建築施工管理技士補
塗装工事	１級土木施工管理技士補又は１級建築施工管理技士補
防水工事	１級建築施工管理技士補
内装仕上工事	１級建築施工管理技士補
熱絶縁工事	１級建築施工管理技士補
電気通信工事	１級電気通信工事施工管理技士補
造園工事	１級造園施工管理技士補
建具工事	１級建築施工管理技士補
水道施設工事	１級土木施工管理技士補
解体工事	１級土木施工管理技士補又は１級建築施工管理技士補

表20　有資格区分コード一覧表

５：５点　　４：４点　　３：３点　　２：２点　　１：１点　　２△：２点（合格後１年以上実務経験）

１△：１点（合格後１年以上実務経験）　１※：１点（合格後３年以上実務経験）　　１〇：１点（合格後５年以上実務経験）
※「＃」のついた解体工事の資格は平成27年度までの技術検定に合格した場合に限り、解体工事の実務経験１年以上又は登録解体工事講習受講が必要となります。

	コード	業種コード	建設業の種類 01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
		資格区分	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
	００１	法第７条２号イ該当（指定学科卒業＋実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	００２	法第７条第２号ロ該当（１０年の実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	００３	法第15条第２号ハ該当（同号イと同等以上）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	００４	法第15条第２号ハ該当（同号ロと同等以上）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	００５	令第29条（※）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
建設業法（技術検定）	１１１	１級建設機械施工管理技士	5				5								5																
	１１Ｆ	１級建設機械施工管理技士補																													
	２１２	２級建設機械施工管理技士（第１種～第６種）	2				2								2																
	２１Ｇ	２級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																													
	１１３	１級土木施工管理技士	5			1※	5	5	1※			1※	5	1※	5	5			5	1※			1※			1※		5		1※	5#
	１１Ｈ	１級土木施工管理技士補				1※	1※	1※	1※			1※		1※		1※			1※	1※			1※			1※		1※		1※	1※
	２１４	２級土木施工管理技士（土木）	2			1〇	2	2	1〇			1〇	2	1〇	2	2			1〇	1〇			1〇			1〇		2		1〇	2#
	２１Ｊ	２級土木施工管理技士補（土木）				1〇	1〇	1〇	1〇			1〇		1〇		1〇			1〇	1〇			1〇			1〇		1〇		1〇	1〇
	２１５	２級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）				1〇	1〇	1〇	1〇			1〇		1〇		1〇			2	1〇			1〇			1〇		1〇		1〇	1〇
	２１Ｋ	２級土木施工管理技士補（鋼構造物塗装）				1〇	1〇	1〇	1〇			1〇		1〇		1〇			1〇	1〇			1〇			1〇		1〇		1〇	1〇
	２１６	２級土木施工管理技士（薬液注入）				1〇	2	1〇	1〇			1〇		1〇		1〇			1〇	1〇			1〇			1〇		1〇		1〇	1〇
	２１Ｌ	２級土木施工管理技士補（薬液注入）				1〇	1〇	1〇	1〇			1〇		1〇		1〇			1〇	1〇			1〇			1〇		1〇		1〇	1〇
	１２０	１級建築施工管理技士		5	5	5	5	5	5			5	5	5			5	5	5	5	5	1※	5				5	1※	1※	1※	5#
	１２Ｃ	１級建築施工管理技士補			1※	1※	1※	1※	1※			1※		1※			1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※				1※	1※	1※	1※	1※
	２２１	２級建築施工管理技士（建築）		2	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇			1〇		1〇			1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇				1〇	1〇	1〇	1〇	2#
	２２２	２級建築施工管理技士（躯体）			2	1〇	2	1〇	1〇			2	2	2			1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇				1〇	1〇	1〇	1〇	2#
	２２３	２級建築施工管理技士（仕上げ）			2	2	1〇	2	2			2		1〇			2	2	2	2	2	1〇	2				2	1〇	1〇	1〇	1〇
	２２Ｄ	２級建築施工管理技士補			1〇	1〇	1〇	1〇	1〇			1〇		1〇			1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇				1〇	1〇	1〇	1〇	1〇
	１２７	１級電気工事施工管理技士								5												1※						1※			
	１２Ｅ	１級電気工事施工管理技士補																				1※						1※			
	２２８	２級電気工事施工管理技士								2												1〇						1〇			
	２２Ｆ	２級電気工事施工管理技士補																				1〇						1〇			

※令第29条の要件についてはP26をご確認ください。

	コード	業種コード	建設業の種類																											
			01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
		資格区分	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
建設業法（技術検定）	１２９	１級管工事施工管理技士									5			1※		1※	1※					1※	1※			1※	1※	1※	1※	1※	
	１２Ｇ	１級管工事施工管理技士補												1※		1※	1※					1※	1※			1※	1※	1※	1※	1※	
	２３０	２級管工事施工管理技士									2			1○		1○	1○					1○	1○			1○	1○	1○	1○	1○	
	２３Ａ	２級管工事施工管理技士補												1○		1○	1○					1○	1○			1○	1○	1○	1○	1○	
	１３１	１級電気通信工事施工管理技士																						5							
	１３Ｂ	１級電気通信工事施工管理技士補																													
	２３２	２級電気通信工事施工管理技士																						2							
	２３Ｃ	２級電気通信工事施工管理技士補																													
	１３３	１級造園施工管理技士				1※	1※	1※	1※			1※		1※		1※			1※	1※			1※		5	1※		1※		1※	1※
	１３Ｄ	１級造園施工管理技士補				1※	1※	1※	1※			1※		1※		1※			1※	1※			1※			1※		1※		1※	1※
	２３４	２級造園施工管理技士				1○	1○	1○	1○			1○		1○		1○			1○	1○			1○		2	1○		1○		1○	1○
	２３Ｅ	２級造園施工管理技士補				1○	1○	1○	1○			1○		1○		1○			1○	1○			1○			1○		1○		1○	1○
建築士法	１３７	１級建築士		5	5				5			5	5								5										
	２３８	２級建築士		2	2				2			2									2										
	２３９	木造建築士			2																										
技術士法	１４１	建設 ・ 総合技術監理（建設）	5				5			5					5	5									5						5#
	１４２	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)（※１）	5				5			5			5		5	5									5						5#
	１４３	農業「農業土木」・総合技術監理(農業 「農業土木」)	5				5																								
	１４４	電気電子 ・ 総合技術監理（電気電子）								5														5							
	１４５	機械 ・ 総合技術監理（機械）																				5									
	１４６	機械「流体工学」又は「熱工学」・ 総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)（※１）									5											5									
	１４７	上下水道 ・ 総合技術監理（上下水道）									5																	5			
	１４８	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)（※１）									5															5		5			
	１４９	水産「水産土木」・総合技術監理(水産 「水産土木」)	5				5									5															
	１５０	森林 「林業」 ・ 総合技術監理 （森林 「林業」）																							5						
	１５１	森林「森林土木」・総合技術監理(森林 「森林土木」)（※１）	5				5																		5						
	１５２	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）									5																				
	１５３	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」（※１）									5																	5			
	１５４	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）（※１）									5																	5		5	

※1：この資格コードを使用する場合は申請の確認書類として日本技術士会発行の登録等証明書も必要となります。

	コード	業種コード	建設業の種類																											
			01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
		資格区分	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
電気工事士法	１５５	第１種電気工事士								2																					
	２５６	第２種電気工事士 【合格後３年以上の実務経験を要する】								1 ※																					
電気事業法	２５８	電気主任技術者 （第１種～第３種） 【合格後５年以上の実務経験を要する】								1 ○																					
電気通信事業法	２５９	電気通信主任技術者 【合格後５年以上の実務経験を要する】																						1 ○							
	２３５	工事担任者(※２) 【合格後３年以上の実務経験を要する】																						1 ※							
水道法	２６５	給水装置工事主任技術者 【合格後１年以上の実務経験を要する】									1 △																				
消防法	１６８	甲種 消防設備士																											2		
	１６９	乙種 消防設備士																											2		
職業能力開発促進法 ※等級区分が2級の場合、合格後3年以上の実務経験を要する。	１７１	建築大工（１級）			2																										
	２７１	建築大工（２級）			1 ※																										
	１６４	型枠施工（１級）			2		2																								
	２６４	型枠施工（２級）			1 ※		1 ※																								
	１７２	左官（１級）				2																									
	２７２	左官（２級）				1 ※																									
	１５７	とび・とび工（１級）					2																								2
	２５７	とび・とび工（２級）					1 ※																								1 ※
	１７３	コンクリート圧送施工（１級）					2																								
	２７３	コンクリート圧送施工（２級）					1 ※																								
	１６６	ウェルポイント施工（１級）					2																								
	２６６	ウェルポイント施工（２級）					1 ※																								
	１７４	冷凍空気調和機器施工 ・ 空気調和設備配管（１級）									2																				
	２７４	冷凍空気調和機器施工 ・ 空気調和設備配管（２級）									1 ※																				
	１７５	給排水衛生設備配管（１級）									2																				
	２７５	給排水衛生設備配管（２級）									1 ※																				
	１７６	配管(※３)・配管工(１級)									2																				
	２７６	配管(※３)・配管工(２級)									1 ※																				
	１７０	建築板金「ダクト板金作業」（１級）							2		2						2														
	２７０	建築板金「ダクト板金作業」（２級）							1 ※		1 ※						1 ※														
	１７７	タイル張り・タイル張り工（１級）										2																			
	２７７	タイル張り・タイル張り工（２級）										1 ※																			

※２：令和３年４月１日以降に、工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限る。
※３：配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和４８年政令第９８号。以下「昭和４８年改正政令」という）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。

	コード	業種コード	建設業の種類																											
			01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
		資格区分	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
職業能力開発促進法 ※等級区分が2級の場合、合格後3年以上の実務経験を要する。	１７８	築炉・築炉工・ れんが積み（１級）										2																		
	２７８	築炉・築炉工・ れんが積み（２級）										1※																		
	１７９	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（１級）						2				2																		
	２７９	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（２級）						1※				1※																		
	１８０	石工・石材施工・石積み（１級）						2																						
	２８０	石工・石材施工・石積み（２級）						1※																						
	１８１	鉄工(※４)・製缶（１級）											2																	
	２８１	鉄工(※４)・製缶（２級）											1※																	
	１８２	鉄筋組立て・鉄筋施工（１級）（※５）												2																
	２８２	鉄筋組立て・鉄筋施工（２級）（※５）												1※																
	１８３	工場板金（１級）															2													
	２８３	工場板金（２級）															1※													
	１８４	板金・建築板金・板金工（１級）（※６）							2								2													
	２８４	板金・建築板金・板金工（２級）（※６）							1※								1※													
	１８５	板金・板金工・打出し板金（１級）															2													
	２８５	板金・板金工・打出し板金（２級）															1※													
	１８６	かわらぶき・スレート施工（１級）							2																					
	２８６	かわらぶき・スレート施工（２級）							1※																					
	１８７	ガラス施工（１級）																2												
	２８７	ガラス施工（２級）																1※												
	１８８	塗装・木工塗装・木工塗装工（１級）																	2											
	２８８	塗装・木工塗装・木工塗装工（２級）																	1※											
	１８９	建築塗装・建築塗装工（１級）																	2											
	２８９	建築塗装・建築塗装工（２級）																	1※											
	１９０	金属塗装・金属塗装工（１級）																	2											
	２９０	金属塗装・金属塗装工（２級）																	1※											
	１９１	噴霧塗装（１級）																	2											
	２９１	噴霧塗装（２級）																	1※											
	１６７	路面標示施工																	2											

※４：鉄工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限る。
※５：鉄筋施工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限る。
※６：板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和４８年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。板金工事業の有資格者となる場合には選択科目の限定はありません。

	コード		建設業の種類																										
		業種コード	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
		資格区分	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
職業能力開発促進法　※等級区分が2級の場合、合格後3年以上の実務経験を要する。	１９２	畳製作 ・ 畳工（１級）																			2										
	２９２	畳製作 ・ 畳工（２級）																			1※										
	１９３	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（１級）																			2										
	２９３	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（２級）																			1※										
	１９４	熱絶縁施工（１級）																					2								
	２９４	熱絶縁施工（２級）																					1※								
	１９５	建具製作・建具工・木工(※7)・カーテンウォール施工・サッシ施工（１級）																									2				
	２９５	建具製作・建具工・木工(※7)・カーテンウォール施工・サッシ施工（２級）																									1※				
	１９６	造園　（１級）																							2						
	２９６	造園　（２級）																							1※						
	１９７	防水施工（１級）																		2											
	２９７	防水施工（２級）																		1※											
	１９８	さく井（１級）																								2					
	２９８	さく井（２級）																								1※					
	０６１	地すべり防止工事（※８）【合格後１年以上の実務経験を要する】					1△																			1△					
	０４０	基礎ぐい工事（※９）					2																								
	０６２	建築設備士（※10）【合格後１年以上の実務経験を要する】								1△	1△																				
	０６３	１級計装士（※11）【合格後１年以上の実務経験を要する】								1△	1△																				
	０６０	解体工事施工技士（※12）																													2
基幹技能者	０６４	登録電気工事基幹技能者（※13）								3														3							
	０６４	登録橋梁基幹技能者（※13）					3						3																		
	０６４	登録造園基幹技能者（※13）																							3						
	０６４	登録コンクリート圧送基幹技能者（※13）					3																								
	０６４	登録防水基幹技能者（※13）																		3											
	０６４	登録トンネル基幹技能者（※13）	3				3																								
	０６４	登録建設塗装基幹技能者（※13）																	3												

※７：木工：昭和４８年改正政令による改正後の木工とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限る。
※８：（一社）斜面防災対策技術協会が実施するものに限る。
※９：（一社）日本基礎建設協会及び(一社)コンクリートパイル・ポール協会が実施するものに限る。
※10：建築士法第2条第5号に規定する国土交通省が定める資格を言う。
※11：（一社）日本計装工業会が実施するものに限る。
※12：（公社）全国解体工事業団体連合会が実施するものに限る。
※13：登録基幹技能者講習修了証に実務経験を有する建設業として記載された業種に限る。

	コード	業種コード	建設業の種類																												
			01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
		資格区分	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
基幹技能者	０６４	登録左官基幹技能者（※13）				3																									
	０６４	登録機械土工基幹技能者（※13）	3				3																								
	０６４	登録海上起重基幹技能者（※13）	3													3															
	０６４	登録ＰＣ基幹技能者（※13）	3				3							3																	
	０６４	登録鉄筋基幹技能者（※13）												3																	
	０６４	登録圧接基幹技能者（※13）												3																	
	０６４	登録型枠基幹技能者（※13）			3																										
	０６４	登録配管基幹技能者（※13）									3																				
	０６４	登録鳶・土工基幹技能者（※13）					3																								
	０６４	登録切断穿孔基幹技能者（※13）					3																								
	０６４	登録内装仕上工事基幹技能者（※13）																			3										
	０６４	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者（※13）																									3				
	０６４	登録エクステリア基幹技能者（※13）					3	3				3																			
	０６４	登録建築板金基幹技能者（※13）							3								3														
	０６４	登録外壁仕上基幹技能者（※13）				3													3	3											
	０６４	登録ダクト基幹技能者（※13）									3																				
	０６４	登録保温保冷基幹技能者（※13）																					3								
	０６４	登録グラウト基幹技能者（※13）					3																								
	０６４	登録冷凍空調基幹技能者（※13）									3																				
	０６４	登録運動施設基幹技能者（※13）	3				3								3										3						
	０６４	登録基礎工基幹技能者（※13）					3																								
	０６４	登録タイル張り基幹技能者（※13）										3																			
	０６４	登録標識・路面標示基幹技能者（※13）					3												3												
	０６４	登録消火設備基幹技能者（※13）																											3		
	０６４	登録建築大工基幹技能者（※13）		3	3																										
	０６４	登録硝子工事基幹技能者（※13）																3													
	０６４	登録ＡＬＣ基幹技能者（※13）										3																			
	０６４	登録土工基幹技能者（※13）	3				3																								
	０６４	登録ウレタン断熱基幹技能者（※13）																					3								
	０６４	登録発破・破砕基幹技能者（※13）					3																								

※13：登録基幹技能者講習修了証に実務経験を有する建設業として記載された業種に限る。

	コード	業種コード	建設業の種類																											
			01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
		資格区分	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
	０６４	登録建築測量基幹技能者（※13）			3																										
	０６４	登録解体基幹技能者（※13）																													3
	０６４	登録圧入工基幹技能者（※13）					3																								
	０６４	登録送電線工事基幹技能者（※13）					3			3																					
	０６４	登録さく井基幹技能者（※13）																								3					
	０６４	登録あと施工アンカー基幹技能者（※13）					3																								
	０６４	登録計装基幹技能者（※13）								3	3											3		3							
	０６４	登録土質改良基幹技能者（※13）	3				3																								
	０６４	登録都市トンネル基幹技能者（※13）	3				3																								
	０６４	登録潜函基幹技能者（※13）					3																								
	０６４	登録道路等法面保護基幹技能者（※13）					3																								
	０６４	登録斜面防災基幹技能者（※13）					3																			3					
	０６４	登録石材施工基幹技能者（※13）						3																							
認定能力評価基準	７０３	電気工事技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）								2														2							
	７０４	電気工事技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）								3														3							
	７０３	橋梁技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）					2						2																		
	７０４	橋梁技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）					3						3																		
	７０３	造園技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）																							2						
	７０４	造園技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）																							3						
	７０３	コンクリート圧送技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）					2																								
	７０４	コンクリート圧送技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）					3																								
	７０３	防水施工技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）																		2											
	７０４	防水施工技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）																		3											
	７０３	トンネル技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）	2				2																								

※13：登録基幹技能者講習修了証に実務経験を有する建設業として記載された業種に限る。

	コード		建設業の種類																												
		業種コード	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
		資格区分	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
認定能力評価基準	７０４	トンネル技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）	3				3																								
	７０３	建設塗装技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）																	2												
	７０４	建設塗装技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）																	3												
	７０３	左官技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）				2																									
	７０４	左官技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）				3																									
	７０３	機械土工技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）	2				2																								
	７０４	機械土工技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）	3				3																								
	７０３	海上起重技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）	2													2															
	７０４	海上起重技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）	3													3															
	７０３	ＰＣ技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）	2				2							2																	
	７０４	ＰＣ技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）	3				3							3																	
	７０３	鉄筋技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）												2																	
	７０４	鉄筋技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）												3																	
	７０３	圧接技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）												2																	
	７０４	圧接技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）												3																	
	７０３	型枠技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）			2																										
	７０４	型枠技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）			3																										
	７０３	配管技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）									2																				
	７０４	配管技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）									3																				
	７０３	とび技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル３技能者）					2																								
	７０４	とび技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）					3																								
	７０３	切断穿孔技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）					2																								

	コード		建設業の種類																												
		業種コード	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
		資格区分	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
認定能力評価基準	７０４	切断穿孔技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）					3																								
	７０３	内装仕上技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）																			2										
	７０４	内装仕上技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）																			3										
	７０３	サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）																									2				
	７０４	サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）																									3				
	７０３	エクステリア技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）					2	2				2																			
	７０４	エクステリア技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）					3	3				3																			
	７０３	建築板金技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）							2								2														
	７０４	建築板金技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）							3								3														
	７０３	外壁仕上技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）				2													2	2											
	７０４	外壁仕上技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）				3													3	3											
	７０３	ダクト技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）									2																				
	７０４	ダクト技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）									3																				
	７０３	保温保冷技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）																					2								
	７０４	保温保冷技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）																					3								
	７０３	グラウト技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）					2																								
	７０４	グラウト技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）					3																								
	７０３	冷凍空調技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）									2																				
	７０４	冷凍空調技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル４技能者）									3																				
	７０３	運動施設技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）	2				2								2										2						
	７０４	運動施設技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）	3				3								3										3						

	コード		建設業の種類																												
		業種コード	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
		資格区分	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
認定能力評価基準	７０３	基礎ぐい工事技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）					2																								
	７０４	基礎ぐい工事技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）					3																								
	７０３	タイル張り技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル３技能者）										2																			
	７０４	タイル張り技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）										3																			
	７０３	道路標識・路面標示技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）					2												2												
	７０４	道路標識・路面標示技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）					3												3												
	７０３	消防施設技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）																											2		
	７０４	消防施設技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）																											3		
	７０３	建築大工技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）		2	2																										
	７０４	建築大工技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）		3	3																										
	７０３	硝子工事技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）																2													
	７０４	硝子工事技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）																3													
	７０３	ＡＬＣ技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）										2																			
	７０４	ＡＬＣ技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）										3																			
	７０３	土工技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）	2				2																								
	７０４	土工技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）	3				3																								
	７０３	ウレタン断熱技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）																					2								
	７０４	ウレタン断熱技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）																					3								
	７０３	発破・破砕技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）					2																								
	７０４	発破・破砕技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）					3																								
	７０３	建築測量技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）			2																										
	７０４	建築測量技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）			3																										

	コード		建設業の種類																												
		業種コード	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
		資格区分	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
認定能力評価基準	７０３	圧入技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）					2																								
	７０４	圧入技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）					3																								
	７０３	さく井技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）																								2					
	７０４	さく井技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）																								3					
	７０３	解体技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）																													2
	７０４	解体技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）																													3
	７０３	計装工事技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）								2	2											2		2							
	７０４	計装工事技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）								3	3											3		3							
	７０３	土質改良技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）	2				2																								
	７０４	土質改良技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）	3				3																								
	７０３	潜函技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者（レベル３技能者）					2																								
	７０４	潜函技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者（レベル４技能者）					3																								
	７０３	住宅建築関連技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者(レベル３技能者)		2	2																										
	７０４	住宅建築関連技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者(レベル４技能者)		3	3																										
	７０３	石材施工技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者(レベル３技能者)						2																							
	７０４	石材施工技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者(レベル４技能者)						3																							
	７０３	斜面防災技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者(レベル３技能者)					2																			2					
	７０４	斜面防災技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者(レベル４技能者)					3																			3					
	７０３	道路等法面保護工事技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者(レベル３技能者)					2																								
	７０４	道路等法面保護工事技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者(レベル４技能者)					3																								
	７０３	都市トンネル技能者能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者(レベル３技能者)	2				2																								
	７０４	都市トンネル技能者能力評価基準により評価が最上位区分に該当する者(レベル４技能者)	3				3																								

	コード		建設業の種類																											
		業種コード	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
		資格区分	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
	０９９	建設業法施行規則第７条の３の第１号、第２号（上記コード１１～９８に該当するものを除く）及び第４号該当	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

表 21　ＣＰＤ認定団体

認定団体の名称	数値
公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術者教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

7　その他の審査項目【別紙三】記載例（項番 41～67）

別紙三

（用紙Ａ４）
2 0 0 0 4

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

項番 3

建設業退職金共済制度加入の有無　4 1 1 〔1. 有、2. 無 〕

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無　4 2 1 〔1. 有、2. 無 〕

法定外労働災害補償制度加入の有無　4 3 1 〔1. 有、2. 無 〕

若年技術職員の継続的な育成及び確保　4 4 1 〔1. 該当、2. 非該当 〕

新規若年技術職員の育成及び確保　4 5 2 〔1. 該当、2. 非該当 〕

「技術職員名簿【別紙二】」及び「CPD単位を取得した技術諸君名簿【様式第４号】」に記載するCPD単位の合計と一致する。
※１人あたり30単位を上限とする。

15%以上は項番44に「1」を記入する。

技術職員数（Ａ）	若年技術職員数（Ｂ）	若年技術職員の割合（Ｂ／Ａ）
3 （人）	1 （人）	33.3 （%）

1%以上は項番45に「1」を記入する。

新規若年技術職員数（Ｃ）	新規若年技術職員の割合（Ｃ／Ａ）
0 （人）	0 （%）

CPD単位取得数　4 6 □□,□□□,□5 0 （単位）　技術者数 □□□,□□3 （人）

技能レベル向上者数　4 7 □□□,□□0 （人）　技能者数 □□□,□□0 （人）　控除対象者数 □□□,□□0 （人）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況　4 8 1 〔1. えるぼし認定（１段階目）、2. えるぼし認定（２段階目）、3. えるぼし認定（３段階目）、4. プラチナえるぼし認定、5. 非該当 〕

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況　4 9 2 〔1. くるみん認定、2. トライくるみん認定、３．プラチナくるみん認定、４．非該当〕

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況　5 0 2 〔1. ユースエール認定、2. 非該当 〕

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況　5 1 2 〔1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、３．非該当 〕

建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無　5 2 1 〔1. 有、2. 無 〕

建設業の営業継続の状況

営業年数　5 3 □1 4 （年）

初めて許可（登録）を受けた年月日	休業等期間	備考（組織変更等）
昭和 平成 令和　20 年 1 月 5 日	年　か月	

民事再生法又は会社更生法の適用の有無　5 4 2 〔1. 有、2. 無 〕

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日
令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無　5 5 1 〔1. 有、2. 無 〕

法令遵守の状況

営業停止処分の有無　5 6 2 〔1. 有、2. 無 〕

指示処分の有無　5 7 2 〔1. 有、2. 無 〕

建設業の経理の状況

監査の受審状況　5 8 4　1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無

公認会計士等の数　5 9 □,□□0 （人）

二級登録経理試験合格者の数　6 0 □,□□0 （人）

研究開発の状況

研究開発費（２期平均）　6 1 □,□□□,□□□,□□0 （千円）

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
（千円）	（千円）

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数　6 2 □□2 （台）

国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

エコアクション２１の認証の有無　6 3 2 〔1. 有、2. 無 〕

ＩＳＯ９００１の登録の有無　6 4 2 〔1. 有、2. 無 〕

ＩＳＯ１４００１の登録の有無　6 5 1 〔1. 有、2. 無 〕

８　その他の審査項目【別紙三】（項番 41～65）記載要領

(1) 数字を記入するときは □ □ 1 2 のように右詰めで記入します。
なお、空位のカラムに「0」は記入しないでください。
（例）○ □ 1 2 年　　○ □ □ □ 3 人
×　0 1 2 年　　×　0 0 0 3 人

(2) 項番 41「建設業退職金共済制度加入の有無」
審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「１」を、締結していない場合は「２」を記入します。
なお、特定業種退職金共済契約は締結していても、適切に契約が履行されていない等の理由により、建設業退職金共済事業加入・履行証明書が提出できない場合は「２」を記載します。

(3) 項番 42「退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無」
審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「１」を、いずれにも該当しない場合は「２」を記入します。

ア　労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。

イ　勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。

ウ　所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。

エ　厚生年金基金が設立されていること。

オ　法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
カ　確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
キ　確定拠出年金法(平成 13 年法律第 88 号)に規定する企業型年金が導入されていること。

(4) 項番 43「法定外労働災害補償制度加入の有無」
審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、（一社）全国労働保険事務組合連合会、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 27 条の２第１項の規定により設立の認可を受けた者であって同法第９条の６の２第１項の規定による認可を受けた共済規定に基づき共済事業を行うもの又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を締結している場合は「１」を、締結していない場合は「２」を記入します。
なお、次の要件を満たす法定外労働災害補償制度に加入していなければ「１」となりません。

ア　業務災害と通勤災害のいずれも対象とすること。

イ　直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあっては下請負人全て）の直接の使用関係にある職員の全てを対象とすること。（パート・アルバイトも含む）

ウ　原則として死亡及び労働者災害補償保険の障害等級第１級から第７級までに係わる災害の全てを対象とすること。

エ　ア～ウの補償内容で共同企業体及び海外工事を除く全工事を補償するもの。
※記名式のものや作業員数の上限があるものは認めません。

(5) 項番 44「若年技術職員の継続的な育成及び確保」

審査基準日において、満 35 歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の 15%以上に該当する場合は「１」を、該当しない場合は「２」を記入します。

また、「技術職員数」の欄には技術職員名簿【別紙二】に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満 35 歳未満の技術職員の人数を記入します。

そして、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を項番 19「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、小数点第二位以下切り捨てで記入します。

(6) 項番 45「新規若年技術職員の育成及び確保」

審査基準日において、満 35 歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の１%以上に該当する場合は「１」を、該当しない場合は「２」を記入します。

また、「新規若年技術職員数」の欄には、技術職員名簿【別紙二】に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に〇が付され、審査基準日において満 35 歳未満のものの人数を記入します。

そして、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を項番 19「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、小数点第二位以下切り捨てで記入します。

(7) 項番 46「ＣＰＤ単位取得数」

「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前１年のうちに取得したＣＰＤの単位数を表 21 の左欄に掲げるＣＰＤ認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30 を乗じた数字（ただし、算入できるＣＰＤ単位数は１人当たり 30 単位を上限とする。）を記入します。（小数点以下切り捨て）

※１人の技術者につき、２以上のＣＰＤ認定団体によって単位が認定されている場合は、いずれか１つのＣＰＤ認定団体において認定された単位をもとにＣＰＤ単位を算出します。

また、「技術者数」の欄は、規則第 18 条の３第２項第１号に規定する者又は１級若しくは２級の第一次検定に合格した者（規則第 18 条の３第２項第１号に規定される者に該当する者を除く。）であって、審査基準日以前に６ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者の数を記入します。

なお、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって技術職員名簿【別紙二】に記載のない職員がＣＰＤ単位を取得している場合は、ＣＰＤ単位を取得した技術者名簿【様式第

４号】の添付が必要となります。

(8) 項番 47「技能レベル向上者数」

「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前３年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の３年前の日において受けている評価の区分より１以上上位であつた技能者の数を記入します。

また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前３年のうちに建設工事の施工に従事した者であって規則第 14 条の２第２号チ又は同条第４号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者であって、審査基準日以前に６ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を記入します。

そして、「控除対象者」欄は、審査基準日の３年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記入します。

なお、技能者がいる場合は、技能者名簿【様式第５号】の添付が必要となります。

(9) 項番 48「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」

審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく「えるぼし認定（第１段階)」を取得している場合は「１」を、「えるぼし認定（第２段階)」を取得している場合は「２」を、「えるぼし認定（第３段階)」を取得している場合は「３」を、「プラチナえるぼし認定」を取得している場合は「４」を、いずれの認定も取得していない場合は「５」を記入します。

(10) 項番 49「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」

審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく「くるみん認定」を取得している場合は「１」を、「トライくるみん認定)」を取得している場合は「２」を、「プラチナくるみん認定」を取得している場合は「３」を、いずれの認定も取得していない場合は「４」を記入します。

(11) 項番 50「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」

審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）に基づく「ユースエール認定」を取得している場合は「１」を、いずれの認定も取得していない場合は「２」を記入します。

(12) 項番 51「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」

審査基準日以前１年のうちに発注者から直接請け負った工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として、

① 建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という)における現場契約情報の作成および登録の実施

② 建設工事に従事する者が CCUS への直接入力によらない方法で就業履歴を蓄積できる体制の整備（※１）

を実施している場合には「１」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「２」を、いずれにも該当しない場合は「３」を記入します。

※１ 「体制の整備」とは就業履歴データ登録標準 API 連携認定システム（※２）を CCUS と連携し、かつ、審査対象建設工事に従事する者が自身の就業履歴を蓄積するにあたって支障の

ない範囲内に対応するカードリーダー等の就業履歴蓄積装置を配置、利用方法を周知することをいう。

※２　就業履歴データ登録標準 API 連携認定システムについては一般財団法人建設業振興基金の公表資料（https://www.auth.ccus.jp/p/certified）を確認し、システムが対象となっているかご確認ください。

(13) 項番 52「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無」

審査基準日において、国土交通省が実施する自主宣言制度の宣言を「元請事業者」又は「下請事業者」の立場で行っており、かつ、自主宣言制度で宣言した取り組みについて取組開始日以降行う又は行っている旨の誓約書（別記様式第７号）を提出している場合は「１」を、していない場合は「２」を記入します。

なお、②に掲げる誓約書を提出しているにもかかわらず、自主宣言制度における取組開始日の到来後、宣言した取り組みを行っていない場合は、虚偽申請となるおそれがあります。

※１ 自主宣言は、「建設技能者を大切にする企業の自主宣言」のホームページから申請を行うことが出来ます。（URL: https://jishusengen.mlit.go.jp/index.html）

※２ 「発注者」の立場での宣言は、加点対象となりません。

(14) 項番 53「営業年数」

審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除きます。ただし、平成 23 年４月１日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更正手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更正手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更正手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除きます。）を記入し、表内の年号については不要のものを消します。

(15) 項番 54「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」

平成 23 年４月１日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「２」を、その他の場合は「１」を記入します。

(16) 項番 55「防災協定の締結の有無」

審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第２条第１項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「１」を、締結していない場合は「２」を記入します。

(17) 項番 56「営業停止処分の有無」

審査対象年において、法第 28 条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「１」を、受けたことがない場合は「２」を記入します。

(18) 項番 57 「指示処分の有無」

審査対象年において、法第 28 条の規定による指示を受けたことがある場合は「１」を、受けたことがない場合は「２」を記入します。

(19) 項番 58「監査の受審状況」

審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「１」を、会計参与の設置を行っている場合は「２」を、規則第 18 条の３第３項２号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して５年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して５年を経過しないもの又は規則第 18 条の３第３項第２号ニに該当する者（一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。）が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「３」を、いずれにも該当しない場合は「４」を記入します。

(20) 項番 59「公認会計士等の数」

審査基準日における建設業に従事する職員のうち、規則第 18 条の３第３項第２号イに　該当する者、一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して５年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して５年を経過しないもの及び規則第 18 条の３第３項第２号ニに該当する者の人数の合計を記入します。

いない場合は「０」を記入します。

※　平成 29 年３月 31 日までに一級登録経理試験に合格した者も、上記の条件に該当しない場合、計上できません。

(21) 項番 60「二級登録経理試験合格者の数」

審査基準日における建設業に従事する職員のうち、二級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して５年を経過しないもの、二級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して５年を超過しないもの又は規則第 18 条の３第３項２号ニに該当する者（二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。）の人数の合計を記入します。

いない場合は「０」を記入します。

※　平成 29 年３月 31 日までに二級登録経理試験に合格した者も、上記の条件に該当しない場合、計上できません。

(22) 項番 61「研究開発費（２期平均）」

審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入します。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「０」を記入します。

また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入します。

(23) 項番 62「建設機械の所有及びリース台数」

審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から１年７月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和 29 年政令第 294 号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの及び自動車検査証の車体の形状の欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている大型特殊自動車並びに労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第１項第４号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第 13 条第３項第 33 号に掲げる不整地運搬

車、同項第 34 号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第７第４号に掲げる締固め用機械及び同表第６号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入します。

表 22　対象となる建設機械一覧

法令根拠	対象となる機械	対象要件	検査方法
安全衛生法施行令	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの	特定自主検査
	ブルドーザー	自重が３トン以上のもの	
	トラクターショベル	バケット容量が 0.4 立方メートル以上のもの	
	モーターグレーダー	自重が５トン以上のもの	
	締固め用機械	ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー等 ※自走能力がない建設機械は加点対象となりません。	
	解体用機械	油圧ブレーカ、空圧ブレーカ、鉄骨切断機、コンクロート圧砕機、解体用つかみ機等	
	高所作業用機械	作業床の高さが２メートル以上のもの	
	不整地運搬車		
	移動式クレーン	つり上げ荷重が３トン以上のもの	製造時検査又は性能検査
道路運送車両法	ダンプ車	土砂の運搬が可能な全てのダンプ ダンプ、ダンプフルトレーラ、ダンプセミトレーラ等	自動車検査
	アスファルト・フィニッシャ		

(24) 項番 63「エコアクション 21 の認証の有無」

審査基準日において、エコアクション 21 の認証を取得している場合（認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「１」を、取得されていない場合は「２」を記入します。

(25) 項番 64「ＩＳＯ９００１の登録の有無」

審査基準日において、国際標準化機構第 9001 号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「１」を、受けていない場合は「２」を記入します。

(26) 項番 65「ＩＳＯ１４００１の登録の有無」

審査基準日において、国際標準化機構第 14001 号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「１」を、受けていない場合は「２」を記入します。

第４　Ｑ＆Ａ

１　申請について

【Ｑ１】経営事項審査を受ける必要がありますか。
【Ｑ２】審査基準日はいつになりますか。
【Ｑ３】会社設立直後で、決算期が到来していない場合、審査基準日はいつになりますか。
【Ｑ４】許可切れや廃業した業種についても経営事項審査を受けられますか。
【Ｑ５】個人から法人成りした場合、経営事項審査を受審し直す必要がありますか。
【Ｑ６】大臣許可又は他県の知事許可から北海道知事許可に許可換えを行いました。経営事項審査を受けなおす必要はありますか。
【Ｑ７】経営事項審査の結果通知を受け取りましたが、申請内容を変更したくなったため、再度受け直すことは可能ですか。
【Ｑ８】審査基準日から申請日までに取得した許可業種を加えて、経審を受審することができますか。
【Ｑ９】経営事項審査を受審後に新たに許可業種の追加を行った場合、同じ審査基準日で、あらためて経営事項審査を受けることができますか。

２　完成工事高について

【Q10】建設業の新規許可を受けたばかりで工事実績がないのですが、経営事項審査を受けることはできますか。
【Q11】完成工事高がない業種は経営事項審査を申請できないのでしょうか。
【Q12】申請対象ではない業種の完成工事高は、どこに記入すればよいのでしょうか。
【Q13】完成工事高に計上できない売上がありますか。
【Q14】完成工事高は税込、税抜きどちらで記入するのでしょうか。
【Q15】経営事項審査においては、契約書や注文書が必要ですか。
【Q16】契約した建設工事の付帯工事の部分について、複数の専門業種に分けて完成工事高に計上することができますか。
【Q17】個人から法人成りしたのですが、個人事業主の工事実績を引き継ぐことはできますか。
【Q18】親から個人事業を承継したのですが、工事実績を引き継ぐことはできますか。
【Q19】決算期変更を行ったのですが、完成工事高等の記載はどうなりますか。
【Q20】一式工事には該当せず、かつ、附帯工事にも該当しない複数の専門工事が含まれる工事を一つの契約書で施工した場合、完成工事高への計上はどうすればよいでしょうか。

３　技術職員名簿

【Q21】健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードのみで確認書類として認められますか。
【Q22】パートやアルバイト、有期契約の技術職員は対象となりますか。
【Q23】審査基準日時点で恒常的雇用関係が６ヶ月の技術職員は技術職員として認められますか。
【Q24】雇用期間を限定せずに働いていた技術職員（雇用後６ヶ月を超えている）が、審査基準日後すぐに退職してしまった場合、または審査基準日に退職してしまった場合、技術職員として認められますか。
【Q25】建設業経理士について、６ヶ月を超える雇用が必要ですか。
【Q26】大臣認定で１級相当と認められている大臣認定者については、経営事項審査では１級の技術者の扱いになりますか。
【Q27】出向社員は対象となりますか。
【Q28】最近新しい資格を取得した者については、技術者の対象になりますか。
【Q29】複数業種について経営事項審査を受けるため、技術者が０人の業種が発生してしまいますが大丈夫ですか。

【Q30】審査対象事業年度中に入院していた期間がある技術職員がいるのですが、どのように扱ったらいいですか。
【Q31】法人の申請ですが、監理技術者資格者証の所属会社が、前の会社のままの技術者がいます。経審の対象になりますか。

4　その他の審査項目

【Q32】営業年数には、許可切れしていた期間も算入してよいのですか。
【Q33】営業年数は、有限会社から株式会社又は、個人から法人の場合通算できますか。
【Q34】指名（資格）停止を受けた場合、法令遵守の状況はどうなりますか。
【Q35】防災協定とは、災害時のどのような活動を定めてある必要がありますか。
【Q36】ISO 登録証明書について、全ての営業所等が認証範囲として含まれていなければいけないのですか
【Q37】ISO 登録証明書について、内容に建設業に関する記載は必要ですか。
【Q38】消費税が未納ですが、経営事項審査を受審することができますか。
【Q39】「建設技能者を大切にする企業の自主宣言」を行いましたが、取組開始日までに実施できませんでした。こういった場合でも加点対象となるのでしょうか。

5　その他の留意事項

【Q40】経営事項審査の申請と決算報告書の提出は、同時にすることができますか。
【Q41】経営事項審査の結果はいつごろ届きますか。
【Q42】経審結果通知書をなくしてしまったのですが、再発行してもらえますか。
【Q43】経営事項審査の結果をインターネットで公開されていると聞いたのですが。
【Q44】経営事項審査の手引きはどこかでもらうことはできますか。
【Q45】経営事項審査日の予約は電話でできますか。
【Q46】資本性借入金とは何でしょうか。経審の点数にどんな影響があるでしょうか。

１　申請について

【Ｑ１】経営事項審査を受ける必要がありますか。

【Ａ１】国や県、市町村等が発注する公共工事を直接請け負う場合には、その対象業種について経営事項審査を受けなければなりません。民間工事や下請工事のみを請け負う場合や、公共工事への入札参加を希望しない業種については、経営事項審査を受ける必要はありません。

なお、経営事項審査の有効期間は、審査基準日から１年７ヶ月間です。公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、発注者と請負契約を締結する時点で経営事項審査が有効でなければなりません。公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、審査基準日から１年７ヶ月間の「公共工事を請け負うことができる期間」が切れ目無く継続するよう、毎年定期的に経営事項審査を受けることが必要となります。

【Ｑ２】審査基準日はいつになりますか。

【Ａ２】通常、審査基準日は申請をする日の直前の営業年度の終了の日（決算日）です。したがって、新たな決算日を迎えてしまうと、前の決算日を審査基準日として経営事項審査を受審することはできません。

（例）決算日…３月 31 日、申請日…令和４年４月 10 日の場合の審査基準日

〇令和４年３月 31 日／×令和３年３月 31 日

ただし、合併時経審等の特殊な経審を受ける場合は、通常の決算日以外を審査基準日として経営事項審査を受けられます。

【Ｑ３】会社設立直後で、決算期が到来していない場合、審査基準日はいつになりますか。

【Ａ３】基本的に個人事業主の場合は創業日（事業開始の日）、法人の場合は設立の日となります。

なお、申請書の項番 06 の記載は「00」ではなく、別紙１の項番 31 の記載も変則的になりますので、建設管理課ホームページからダウンロードできる様式に付属しております記載要領にしたがって記入してください。

【Ｑ４】許可切れや廃業した業種についても経営事項審査を受けられますか。

【Ａ４】申請日時点で許可切れや廃業している業種については、受審できません。

また、許可の更新切れにより失効した時点で有していた経営事項審査も無効となります。この場合、建設業許可を新規で取り直したうえで、再度受審し、新しい結果通知を得る必要があります。

【Ｑ５】個人から法人成りした場合、経営事項審査を受審し直す必要がありますか。

【Ａ５】個人から法人成りした場合、個人の許可が失われると同時に、個人として受審した経営事項審査結果は無効になります。法人成りした後も公共工事を直接請け負う場合は、法人設立日を審査基準日とする経営事項審査を申請する必要があります。

なお、一定の条件を満たす場合は、個人の実績を引き継ぐことができます。詳しくはＱ17、Ｑ18 をご覧ください。

また、法人から個人になる場合には、法人の実績を引継ぐことはできません。

【Ｑ６】大臣許可又は他県の知事許可から北海道知事許可に許可換えを行いました。経営事項審査を受けなおす必要はありますか。

【Ａ６】受けなおす必要はありません。許可換えの場合は、前の許可を本件の許可に移管するものであるため、失効や廃業とは異なり、従前の許可行政庁で受けている経営事項審査結果通知書は、許可換え後も有効です。

【Ｑ７】経営事項審査の結果通知を受け取りましたが、申請内容を変更したくなったため、再度受け直すことは可能ですか。

【Ａ７】申請者側の理由による経審を再度受け直すことは原則できません。経営事項審査は、許可業種の追加をした等の一定の場合を除き、同一の審査基準日に対する審査の受け直しは原則認めていません。

【Ｑ８】審査基準日から申請日までに取得した許可業種を加えて、経審を受審することができますか。

【Ａ８】できます。審査基準日時点で許可を有していなくても、申請日までに許可を有していれば経営事項審査を受けることができます。

【Ｑ９】経営事項審査を受審後に新たに許可業種の追加を行った場合、同じ審査基準日で、あらためて経営事項審査を受けることができますか。

【Ａ９】できます。ただし、すでに受審済みの業種の内容を変更することはできません。
また、審査の受け直しであるため、追加したい業種を含めて審査対象業種の全ての業種数（「受審済みの業種＋追加業種」）の審査手数料を負担していただくことになります。

２　完成工事高について

【Ｑ10】建設業の新規許可を受けたばかりで工事実績がないのですが、経営事項審査を受けることはできますか。
【Ａ10】できます。経営事項審査は完成工事高の有無を問わずに受審することが可能です。

【Ｑ11】完成工事高がない業種は経営事項審査を申請できないのでしょうか。
【Ａ11】建設業許可がある業種については、完成工事高がなくても経営事項審査を申請することができます。

【Ｑ12】申請対象ではない業種の完成工事高は、どこに記入すればよいのでしょうか。
【Ａ12】項番 33「その他工事」に記入してください。
　なお、その他工事の完工高は申請書 （別紙一）が複数枚にわたる場合は、最終頁にのみ記入してください。

【Ｑ13】完成工事高に計上できない売上がありますか。
【Ａ13】建設工事でない売上は、完成工事高に含めることができません。業務委託等（除雪、樹木の維持管理（剪定)、除草、清掃、電気設備等の保守点検及び各種委託業、不動産の販売（建売住宅の自社建設を含む）や建設資材の販売等の兼業部門）の売上高は兼業売上に計上してください。

【Ｑ14】完成工事高は税込、税抜きどちらで記入するのでしょうか。
【Ａ14】原則、税抜きで記入します。ただし、免税業者は税込みとしてください。

【Ｑ15】経営事項審査においては、契約書や注文書が必要ですか。
【Ａ15】必要です。工事経歴書に記載の工事内容が適正に記載されているか等を確認しています。当初契約から工事内容・金額等を変更している場合は、その旨の変更契約も併せて必要です。
　また、建設業法上、工事の請負に当たっては、契約を書面で締結すべきことが義務づけられています。やむをえず、契約書等がない場合にあっても、契約書等に代わる工事内容及び工事金額を確認できる書類及び、入金確認ができる通帳や領収書が必要になります。
　これらの書類がない場合、経営事項審査における工事の実績として計上することができなくなる可能性がありますので注意してください。

【Ｑ16】契約した建設工事の付帯工事の部分について、複数の専門業種に分けて完成工事高に計上することができますか。
【Ａ16】できません。あくまで１つの請負契約に対して、１業種の申請となりますので、当初契約における主体工事業種の実績として計上してください。

【Q17】個人から法人成りしたのですが、個人事業主の工事実績を引き継ぐことはできますか。
【A17】次の要件を満たす場合は、当期事業年度開始日からさかのぼって２年以内（又は３年以内）に建設業者から建設業の主たる部分を承継した者（法人に限る。以下「承継法人」という。）であって、次のいずれにも該当する場合は、前事業体の完成工事高と営業年数を反映することができます。

(1) 被承継人が建設業を廃業すること
(2) 被承継人が 50%以上出資して設立した法人であること
(3) 被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること
(4) 承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

【Q18】親から個人事業を承継したのですが、工事実績を引き継ぐことはできますか。
【A18】次の要件を満たす場合は、当期事業年度開始日からさかのぼって２年以内（又は３年以内）に建設業者から建設業の主たる部分を承継した者がその配偶者又は２親等以内の者であって、次のいずれにも該当する場合は、前事業体の完成工事高と営業年数を反映することができます。

(1) 被承継人が建設業を廃業すること
(2) 被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること
(3) 承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること

【Q19】決算期変更を行ったのですが、完成工事高等の記載はどうなりますか。
【A19】決算期変更や法人成り等を行った場合、利益額や完成工事高において、通常とは異なった記載になります。詳しくは、当手引きＰ20 項番 31 ウをご覧ください。

【Q20】一式工事には該当せず、かつ、附帯工事にも該当しない複数の専門工事が含まれる工事を一つの契約書で施工した場合、完成工事高への計上はどうすればよいでしょうか。
【A20】一式工事には該当せず、かつ、附帯工事にも該当しない場合、２つの異なる建設工事を１つの契約書で締結したと見受けられるので、建設工事の種類ごとに金額を分けて作成してください。

３　技術職員名簿について

【Ｑ21】健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードのみで確認書類として認められますか。

【Ａ21】マイナンバーカードは常勤性の確認書類として認められません。
雇用保険被保険者資格喪失届入力表、社会保険標準報酬決定通知書又は住民税特別徴収税額決定通知書のうち常勤性が確認できるものが１つ以上必要となります。

【Ｑ22】パートやアルバイト、有期契約の技術職員は対象となりますか。

【Ａ22】対象となりません。経審の対象となる技術職員は、審査基準日の時点で、６ヶ月超える恒常的雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者であることが必要です（高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の適用を受けている者は雇用期間が限定されていても評価対象となります。）。

【Ｑ23】審査基準日時点で恒常的雇用関係が６ヶ月の技術職員は技術職員として認められますか。

【Ａ23】認められません。対象となるのは審査基準日時点で「６ヶ月を超えた」恒常的雇用関係を有する技術職員であり、「６ヶ月と１日以上」恒常的な雇用関係がないと技術職員として認められません。

【Ｑ24】雇用期間を限定せずに働いていた技術職員（雇用後６ヶ月を超えている）が、審査基準日後すぐに退職してしまった場合、または審査基準日に退職してしまった場合、技術職員として認められますか。

【Ａ24】認められます。当初から、雇用期間を限定せず採用し（通常の正規雇用）常勤職員であった者が経営事項審査時までに解雇又は退職している場合でも、結果として審査基準日時点で６ヶ月を超える恒常的雇用関係が継続していれば認められます。

【Ｑ25】建設業経理士について、６ヶ月を超える雇用が必要ですか。

【Ａ25】必要ありません。建設業経理士(公認会計士等も同様)については、６ヶ月を超える恒常的雇用関係は要件ではありません。但し、審査基準日時点で在籍していることは必要です。

【Ｑ26】大臣認定で１級相当と認められている大臣認定者については、経営事項審査では１級の技術者の扱いになりますか。

【Ａ26】なりません。あくまで「相当」であるため、大臣認定のみでは、１級の技術者の取扱になりません。経審においては、大臣認定者の技術者区分は「その他」になります。

【Ｑ27】出向社員は対象となりますか。

【Ａ27】出向社員は、出向元の経営事項審査の技術者として申請されていない場合で、出向元と出向先との間で、給与や社会保険等の支払い方法等について明確に定めた出向契約書（または出向協定書）、出向辞令、出勤簿、請求書（給料の支払書類）等が確認できる場合には対象となる可能性があります。

なお、その他、通常の技術者と同様の書類(住民税特別徴収税額決定通知書のコピー等)が必要になります。

また、出向先の会社の技術者として経営事項審査を受審した場合、再度出向元の会社の技術者として審査を受けることはできません。

【Q28】最近新しい資格を取得した者については、技術者の対象になりますか。
【A28】資格取得日が審査基準日の前であれば、技術者の対象になります。
　また、実務経験期間についても同様で、審査基準日までに要件を満たしていれば対象になります。

【Q29】複数業種について経営事項審査を受けるため、技術者が０人の業種が発生してしまいますが大丈夫ですか。
【A29】技術職員名簿の記載方法は、技術職員１人につき２業種のみの申請となっているため、複数業種を受審する場合は、技術者が０人の業種が発生することがありえます。どの業種に何人の技術者を配置するかは、申請者の経営判断に基づいて行ってください。
　なお、一度経審を受審した場合、当該年度中に配置した技術者の業種を変更したくなったとしても変更はできませんので、注意してください。

【Q30】審査対象事業年度中に入院していた期間がある技術職員がいるのですが、どのように扱ったらいいですか。
【A30】仮に審査対象事業年度中に入院していた期間があっても、健康保険及び厚生年金保険の被保険者として常勤の技術職員であることが確認でき、審査基準日までに通常の常勤職員と同様の雇用形態（賃金含む）で復職していることが確認できる場合は申請することが可能です。

【Q31】法人の申請ですが、監理技術者資格者証の所属会社が、前の会社のままの技術者がいます。経審の対象になりますか。
【A31】監理技術者資格者証の記載事項に変更があった場合、30 日以内に（一財）建設業技術者センターに届出する必要があります(建設業法施行規則第 17 条の 38)。速やかに届出の上、申請してください。

４　その他の審査項目について

【Ｑ32】営業年数には、許可切れしていた期間も算入してよいのですか。
【Ａ32】営業年数は、許可切れの期間は算入できません。営業年数は、建設業許可を取得した時から審査基準日までの営業年数を記載します。このため、建設業許可を取得する前に営業していた期間や廃業していた期間も含まれません。
　なお、営業年数に年未満の端数がある場合は切り捨てます。

【Ｑ33】営業年数は、有限会社から株式会社又は、個人から法人の場合通算できますか。
【Ａ33】有限会社から株式会社は、通算できます。
　また、個人から法人の場合は、法人成りと認められた場合は通算できます（Q17 を参照してください)。

【Ｑ34】指名（資格）停止を受けた場合、法令遵守の状況はどうなりますか。
【Ａ34】指名停止の場合は対象外のため、「２」になります。建設業法に基づく営業停止又は指示処分を受けた場合のみ「１」を記載してください。
　なお､営業停止等を受けた時期については､審査対象年度に当該処分を受けた場合は｢１」となります。そのため、審査対象年度ではない時期に処分を受けた場合には「２」となります。

【Ｑ35】防災協定とは、災害時のどのような活動を定めてある必要がありますか。
【Ａ35】防災協定に定める具体的な活動内容について制限はありません。建設工事に該当しない活動であっても、災害時の建設業者の活動義務について定めた協定であれば加点対象になります（建設業者としての社会貢献を評価する項目のため。)。
　なお、所属している団体が締結している場合は、団体等に確認してください。

【Ｑ36】ＩＳＯ登録証明書について、全ての営業所等が認証範囲として含まれていなければいけないのですか。
【Ａ36】必要です。認証範囲が一部の支店に限られている場合は加点対象になりません。また、認証範囲に建設業が含まれていない場合は加点対象になりません。

【Ｑ37】ＩＳＯ登録証明書について、内容に建設業に関する記載は必要ですか。
【Ａ37】必要です。経営事項審査ではあくまでも認証内容が建設業か否かを見ます。このため、施工、管理、据付等、建設工事の内容が判断できない場合は、原則認められません。
　なお、建設業が含まれていれば、経審を受けようとする業種と無関係の業種であっても加点の対象となります。

【Ｑ38】消費税が未納ですが、経営事項審査を受審することができますか。
【Ａ38】消費税を完納しているかどうかは経営事項審査の審査項目ではなく、税額の全部又は一部に未納がある場合でも､審査を受けることはできます｡ただし､未納のままである場合、発注機関によっては入札参加資格が得られない可能性がありますのでご注意ください。

【Ｑ39】｢建設技能者を大切にする企業の自主宣言」を行いましたが、取組開始日までに実施できませんでした。こういった場合でも加点対象となるのでしょうか。
【Ａ39】なりません。実施できなかった場合は、自主宣言を取り下げ、項番 52 を「２」で申請してください。

５　その他の留意事項

【Ｑ40】経営事項審査の申請と決算報告書の提出は、同時にすることができますか。
【Ａ40】決算報告書の完成工事高等の値に訂正があると、経営状況分析結果通知書の値に変更が生じる可能性があります。したがって、決算報告書を提出する→経営状況分析を申請する→経営事項審査を申請するという流れは遵守してください。

【Ｑ41】経営事項審査の結果はいつごろ届きますか。
【Ａ41】通常、経営事項審査受審してから結果通知まで約１ヶ月程度要します（申請書類に不備があり、審査終了が遅れる場合は、発行が遅れることがあります)。新しい審査基準日を迎えた後計画的に申請してください。

【Ｑ42】経審結果通知書をなくしてしまったのですが、再発行してもらえますか。
【Ａ42】結果通知書のそのものの再発行はしていませんが､原本と相違ないことを証明する形で、写しの交付を受けることができます。資料編に掲載された「経営事項審査結果通知書（写）交付請求書」を作成の上、経営事項審査を受審した各（総合）振興局へ提出してください。また、申請書は、下記のホームページからダウンロードすることもできます。
URL：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/kenjohp/sinsa/shinseisyo.htm

【Ｑ43】経営事項審査の結果をインターネットで公開されていると聞いたのですが。
【Ａ43】経営事項審査の結果は，インターネットにより公開されています。詳しくは（一財）建設業情報管理センターのホームページをご覧ください。

【Ｑ44】経営事項審査の手引きはどこかでもらうことはできますか。
【Ａ44】北海道のホームページで公開しています。下記のホームページからダウンロードしてください。
URL：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/kenjohp/sinsa/shinseisyo.htm

【Ｑ45】経営事項審査日の予約は電話でできますか。
【Ａ45】電話で予約することができます。申請する各（総合）振興局建設指導課へ予約をしてください。

【Ｑ46】資本性借入金とは何でしょうか。経審の点数にどんな影響があるでしょうか。
【Ａ46】資本性借入金とは、金融機関が企業の財務状況等を判断する際に、通常は「負債」として扱われる借入金のうち、「資本」と見なすもののことをいいます。この資本性借入金について、経営事項審査申請では以下の取扱いとなります。

(1)　資本性借入金の要件

経営事項審査申請において、「資本」と見なすことが出来る資本性借入金は、次のア～オの要件を全て満たしている必要があります。

ア　償還期間が５年を超えていること。
イ　期限一括償還であること
ウ　原則、業績連動型の金利設定がなされていること。また、債務者が厳しい状況にある期間は、これに応じて金利負担が抑えられるような仕組みが講じられているように、配当可能利益に応じた金利設定がなされていること。
エ　法的破綻時の劣後性の確保がなされていること又は、少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収されない仕組みが備わっていること。

オ　貸出主が「金融機関(政府系含む)」の借入又は下記の制度による借入であること。

・挑戦支援資本強化特例制度(日本政策金融公庫)
・新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度(日本政策金融公庫)
・中小企業活性化協議会版「資本的借入金」
・中小企業活性化協議会版「資本的借入金」(新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度協調型)
・災害対応型劣後ローン
・産業復興機構による既往債権の買取制度
・危機対応業務による中小・中堅・大企業向け劣後ローン(日本政策投資銀行・商工中金)
・株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による既往債権の買取制度
・農林漁業経営資本強化資金

ア～オを要約すると、「返済期間が５年を超えて（５年以下はNG)、借入期間中は利息のみ支払えばよく、その利息が業績によって変動するもので、破産等した際の債権の返済順位が他のどの債権よりも低い、金融機関若しくは特定の制度による借入金」であり、これら全ての条件を満たせば、資本性借入金と見なし、経審上で自己資本として扱います。

(2)　関係審査項目

分析機関で発行される「経営状況分析結果通知書」の以下の審査項目において、「負債」から「自己資本」に加算します。

対象の審査項目	資本性借入金の扱い
項番 7103「自己資本対固定資産比率」	自己資本に加算
項番 7104「負債回転期間」	負債から控除
項番 7104「自己資本比率」	自己資本に加算
項番 7112「自己資本」※１	自己資本に加算

※１　項番 17 の「自己資本額」の数値と一致します。

なお、項番 17 において、「２期平均」で申請する場合、「基準決算」及び「直前の審査基準日」の自己資本額にそれぞれの事業年度時点の「資本性借入金」を加算します。

※２　償還期限が５年未満となった場合、１年ごとに 20%ずつ資本と見なす部分を逓減します。

(3)　経審での申請方法

次の①～③の流れのとおりとなります。

①　規則第 18 条の３第３項第２号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して５年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して５年を経過しないもの及び規則第 18 条の３第３項第２号ニに該当する者（一級登録経理講習を受講した者と同等以上と認められるものに限る。）から、別記様式（資料編 p. 15）において資本性借入金に該当する資本金であること等の証明を受けます。

②　本手引きの表６（p. 9）記載の分析機関に、資本性借入金について(2)のとおり加算・控除を行った申請を行い、「経営状況分析結果通知書」を入手します。

なお、分析機関への申請方法については、各分析機関のＨＰ等をご確認願います。

③　①で作成した証明書の写し及び②で入手した分析結果通知書を添付資料として、審査行政庁に提出します。